

6 新王莽封禪玉牒の研究

馮 時

A はじめに

新代王莽の封禪玉牒は、前漢長安城桂宮から出土した（注記番号はT1③:50）。その詳細な出土状況については、本書報告編中に記している。玉牒は上下両端部が欠けており、残存長13.8cm、幅9.4cm、厚さ2.7cmである。黒色の青石製で、全体を磨いている。牒文は5行にわたって陰刻されており、字には朱が塗られている。29字が残存するが、2行目と3行目に欠けた4字の残片がはつきりと見られる（第53図）。牒文の訛文は以下のとおりである。

牒文の訛文

萬歲壹紀（之部）……

- 〔德〕（職部）、作民父母（之部）、清〔深〕……
- 〔罷〕退佞人姦軌（幽部）、誅〔滅〕……
- 延壽（幽部）、長壯不老（幽部）。累……
- 封壇（檀）泰山、新室昌□（熾）（職部）……

〔 〕内は、牒文の残存部分の形により解釈を試みた文字であり、（ ）内は文意および音韻により補填を試みた文字である。牒文は欠けた部分が多いものの、玉牒の性格や漢代の礼制を考えるための手がかりを提供する。これは、まさしく新の王莽がおこなった封禪の玉牒であり、重要な学術的価値を有している。

B 玉牒の年代

玉牒の年代は、牒文に残存する「封壇泰山、新室昌□（熾）」の内容から明らかになる。王莽は王朝を創設し、号を新と改め、新室と称した。それゆえ、牒文の「新室」は王莽の建てた新朝を指している。『漢書』王莽傳・上に、初始元年（=居攝3年、



第53図 新王莽封禪玉牒

後8) 11月戊辰のできごととして、次のように記載されている。

莽至高廟拜受金匱神璫。御王冠，謁太后，還坐未央宮前殿，下書曰「予以不德、託于皇初祖考黃帝之後、皇始皇考虞帝之苗裔、而太皇太后之末屬。皇天上帝隆顯大佑、成命統序、符契圖文、金匱策書、神明詔告、屬予以天下兆民。赤帝漢氏高皇帝之靈、承天命、傳國金策之書、予甚祇畏、敢不欽受。以戊辰直定、御王冠、鼎真天子位、定有天下之號曰新。」

『漢書』元后傳には、「莽又欲改太后漢家舊號、易其璽綬、恐不見聽。而莽疏屬王諫欲詔莽、上書言『皇天廢去漢而命立新室。』」とある。『漢書』王莽傳・中には、始建国元年（後9）の記事として、「莽乃策命孺子曰『咨爾嬰、昔皇天右乃太祖、歷世十二、享國二百一十載、歷數在于予躬。』

『詩』不云乎。『侯服于周、天命靡常。』封爾爲定安公、永爲新室賓。」とある。この「新室」は新朝の別称であり、王莽の皇室を指しているわけではない。『漢書』王莽傳にある「新室既定、神祇歡喜」「五威將軍奉『符命』、齋印綬、王侯以下及吏官名更者、外及匈奴西域、徼外蠻夷、皆鼎授新室印綬、因收故漢印綬」の記載は、いずれもこのことを証明している。牒文にある「新室」が王莽の建てた王朝の国号であることは明らかである。

牒文の内容には「萬歲壹紀」だけでなく、「封禪泰山」とある。これは、王莽が泰山で封禪の大典を挙行するために礼器を作ったことを示す。王莽は初始元年に皇帝となり、翌年「始建国」に改元した。15年の在位中に封禪の挙行を2度試みたが、いずれも実現しなかった。

封禪の準備 開始と延期

王莽は、封禪の準備を始建国4年（後12）に始めていた。『漢書』王莽傳・中には、次のようにある。

莽志方盛，以爲四夷不足吞滅，專念稽古之事，復下書曰「伏念予之皇始祖考虞帝，受終文祖，在璇璣玉衡以齊七政，遂類于上帝，禋于六宗，望秩于山川，徧于羣神，巡狩五嶽，羣后四朝，敷奏以言，明試以功。予之受命鼎真，到于建國五年，已五載矣。陽九之阨既度，百六之會已過。歲在壽星，墳在明堂，倉龍癸酉，德在中宮。觀晉掌歲，龜策告從，其以此年二月建寅之節東巡狩，具禮儀調度。」羣公奏請募吏民人馬布帛綿，又請內郡國十二買馬，發帛四十五萬匹，輸常安，前後毋相須。至者過半，莽下書曰「文母太后體不安，其且止待後。」……五年二月，文母皇太后崩。……莽爲太后服喪三年。

王莽が1回目に封禪を挙行しようとしたときは、文母皇太后的病気が原因で延期せざるをえなかつたことがわかる。

再度の実施 計画と中止

始建国5年（後13）、文母皇太后が崩御した。翌年、天鳳元年（後14）と改元する。このとき、王莽は、まだ服喪が終了していない同年2月に封禪の実施をもくろんだが、群公の反対にあつた。『漢書』王莽傳・中は、次のように伝える。

天鳳元年正月、赦天下。

莽曰「予以二月建寅之節行巡狩之禮，太宮齋糒乾肉，內者行張坐臥，所過毋得有所給。予之東巡，必躬載耒，每縣則耕，以勸東作。予之南巡，必躬載耨，每縣則耨，以勸南僞。予之西巡，必躬載鋤，每縣則穫，以勸西成。予之北巡，必躬載拂，每縣則粟，以勸蓋藏。畢北巡狩之禮，即于土中居雒陽之都焉。敢有趨謹犯法，輒以軍法從事。」羣公奏言「皇帝至孝，往年文母聖體不豫，躬親供養，衣冠稀解。因遭棄羣臣悲哀，顏色未復，飲食損少。今一歲四巡，道路萬里，春秋尊，非糒乾肉之能堪。且無巡狩，須闋大服，以安聖體。臣等盡力養牧兆民，奉稱明詔。」莽曰「羣公、羣牧、羣司、諸侯、庶尹願盡力相師養牧兆民，欲以稱予，繇此敬聽，

其勗之哉。毋食言焉。更以天鳳七年，歲在大梁，倉龍庚辰，行巡狩之禮。」

この年の封禅もまた実現せず、天鳳7年（後20）まで延期されることになった。しかし、天鳳5年（後18）に赤眉の乱が起き、翌天鳳6年（後19）春になると、王莽は「見盜賊多，乃令太使推三萬六千歲歷紀，六歲一改元，布天下」とし、同時に翌年には地皇と改元した。そのときには、もはや封禅をおこなう意思はなくなっていた。

このように、王莽の封禅挙行は延期が重なり、実現することはなかった。しかし、始建国4年（後12）の計画では、翌年2月に予定していた封禅の費用の大半を執行していた。帛、馬、粢盛（穀物を盛った供物）だけでなく、玉牒のような封禅の主要な儀礼用具も準備されていてしかるべきである。したがって、王莽の封禅玉牒は始建国4年に製作されたと考えられる。

封禅玉牒の
製作年代

王莽がたんに「巡狩」といい、「封禅」といっていないことは、注意を要する。これは擬古的な表現である。先秦時代の典籍には「封禅」ではなく「巡狩」とある。その後、次第に「巡狩」と「封禅」が混用されるようになった。『書經』堯典には、次のような文章がある。

正月上日，受終于文祖。在璿璣玉衡，以齊七政。肆類于上帝，禋于六宗，望于山川，徧于羣神。輯五瑞。既月，乃日觀四嶽羣牧，班瑞于羣后。……

歲二月，東巡狩，至于岱宗，柴。望秩于山川，肆觀東后，協時月正日，同律度量衡。脩五禮、五玉、三帛、二生、一死贊。如五器，畢乃復。五月南巡守，至于南嶽，如岱禮。八月西巡守，至于西嶽，如初。十有一月。朔巡守，至于北嶽，如西禮。歸格于藝祖，用特。五載一巡守。羣后四朝，敷奏以言，明試以功，車服以庸。

王莽が封禅の詔書について協議した際、その語句の多くがこれに由来していることは明らかである。類似した語句は、現在まで伝わっている『偽古文尚書』舜典にもみることができる。司馬遷の『史記』封禅書もこれを引用しているが、そこに「巡狩」と「封禅」の区別はみられない。それだけでなく、漢代の封禅に関する記載は、「巡狩」あるいは「封禅」とあり、「巡狩」と「封禅」を列記している場合もある。

巡狩と封禅

『史記』封禅書には、漢の文帝が封禅について協議した記事がある。

夏四月，文帝親拜霸渭之會，以郊見渭陽五帝。……而使博士諸生刺『六經』中作『王制』，謀議巡狩封禪事。

漢の武帝の封禅については、次のようにある。

（武帝）元年，漢興已六十餘年矣。天下艾定，搢紳之屬皆望天子封禪改正度也，而上鄉儒術，招賢良，……草巡狩封禪改曆服色事未就。會竇太后治黃老言，不好儒術，……諸所興爲皆廢。……

天子從禪還，坐明堂，羣臣更上壽。……又下詔曰「古者天子五載一巡狩，用事泰山，諸侯有朝宿地。其令諸侯各治邸泰山下。」

武帝は漢王室の封禅を建議し、元封元年（前110）夏4月にはじめて泰山で封禅をおこない、以後、元封5年（前106）春3月、太初3年（前102）夏4月、天漢3年（前98）春3月、太始四年（前93）春3月、征和4年（前89）春3月と、5回の封禅をおこなっている。この5年に1度、封禅を修める「五年一脩封」は、『書經』堯典の五載一巡狩の制度と一致しており、武帝の儒教尊重がよみとれる。

後漢の光武帝は中元元年（後56）に封禅を実施しているが、やはり『書經』堯典を尊重して

「巡狩」と表記する。『後漢書』張純傳に次のような記述がある。

(建武)三十年、純奏上宜封禪、曰「自古受命而帝、治世之隆、必有封禪、以告成功焉。」

『樂動聲儀』曰「以『雅』治人、『風』成於『頌』。」有周之盛、成康之間、郊配封禪、皆可見也。『書』曰「歲二月、東巡狩、至于岱宗、柴。」則封禪之義也。臣伏見陛下受中興之命、平海內之亂、脩復祖宗、撫存萬姓、天下曠然、咸蒙更生、恩德雲行、惠澤雨施、黎元安寧、夷狄慕義。『詩』云「受天之祐、四方來賀。」今攝提之歲、倉龍甲寅、德在東宮、宜及嘉時、遵唐帝之典、繼孝武之業、以二月東巡狩、封于岱宗、明中興、勒功勳、復祖統、報天神、禪梁父、祀地祇、傳祚子孫、萬世之基也。」中元元年、帝乃東巡岱宗、以純視御史大夫從、并上元封舊儀及刻石文。

『後漢書』光武帝紀・下には、次のように記されている。

中元元年春正月、……丁卯、東巡狩。二月己卯、幸魯、進幸太山。……辛卯、柴望岱宗、登封太山。甲午、禪于梁父。

『續漢書』祭祀志・上には、光武帝の封禪文が引用されている。

維建武三十有二年二月、皇帝東巡狩、至于岱宗、柴、望秩於山川、班于羣神、遂觀東后。劉昭は「欲及二月者、『虞書』『歲二月、東巡狩、至于岱宗、柴』」と注を加えている。『晉書』禮志・下の「天子所以巡狩、至于方嶽、燔柴祭天、以告其成功」の箇所でも、「巡狩」と「封禪」を区別していない。いずれも『書經』堯典の古制にしたがっているのである。

王莽は自らを周公になぞらえ、古法を慕い、制度を改め、旧典に倣った。なかでも『書經』にしたがった例が非常に多い。黄帝、虞、舜の儀礼の継承者として自らを誇り、劉歆を国師として敬い、古文經学の提唱に力を注いだ王莽であるから、「巡狩」という語句は、『書經』堯典に依拠した表現であり、封禪を意味していた。「封禪」は必ず「巡狩」をともなったが、「巡狩」は必ずしも「封禪」を実施するとは限らない。『白虎通義』は「巡狩」と「封禪」とを二つのこととして分けているが、儒家の伝統では「巡狩」は「封禪」を含む習慣があった。『書經』堯典には「二月に東へ巡狩し、岱宗に至ると柴を燃やして、後に祖廟へ帰る」とある。封禪の次第を比較してみると、それは「巡狩」の制度とまったく同じである。『春秋』公羊傳・隱公八年の記述に「天子有事于泰山、諸侯皆從泰山之下」とある。何休は「有事者、巡守祭天告至之禮也」と注を加えている。『白虎通義』巡狩には「巡狩必祭天何。本巡狩爲天、祭天所以告至也」とある。いずれも『書經』堯典を尊重して「巡狩」とのみ称し、「封禪」とはいわない。『孔叢子』巡狩には「子思游齊、陳莊伯與其同登泰山、而觀覽風景、見古代天子巡狩之銘文。陳子曰『我生獨不及帝王封禪之世。』」とある。実際、世人の多くは「封禪」を「巡狩」に重ね合わせ、「巡狩」に「封禪」を含意させ、「封禪」の起源が古い礼制にあることを体現しているかのようである。

C 玉牒文の書体

玉牒文の書体には特徴がある。それは、新の銅丈、釣權、量斗などの銘文に使用された厳格で整った小篆とも、前漢の簡帛および銅器の銘文で流行した隸書とも異なる。むしろ、方正で落ち着いた、いわゆる「繆篆」に近い字体である。この字体は、おもに前漢中・後期から後漢にかけての銅器および印章にみられる。字体の構えや筆画はよく整っており、秦篆の簡略化と篆書から

隸書への移行過程が反映されている。王莽の時代の新嘉量・新衡杆銘文の字体は小篆に属するが、丸みを帯びた筆画を方折に改め、字体を方正に転化させた。そこに秦篆と繆篆との融合が認められる。

隸書への
移行過程

繆篆は王莽六書の一つである。許慎は『説文解字』序で次のように記した。

及亡新居攝，使大司空甄豐等校文書之部，頗改定古文。時有六書，一曰古文，孔子壁中書也。二曰奇字，是古文而異者也。三曰篆書，是小篆。四曰左書，是秦隸書，秦始皇帝使下杜人程邈所作也。五曰繆篆，所以摹印也。六曰鳥蟲書，所以書幡信也。

この六書は、大篆、小篆、刻符、虫書、摹印、署書、殳書、隸書といった秦八書から、二つの書体が欠けたものである。ただし、玉牒文はすべて繆篆で記されているわけではない。たとえば「壹」の字は、「漢史農碑」および「西嶽華山廟碑」に見られ、すでに隸書の範疇にある。「父」「老」の2字も小篆から隸書へ変化する過渡的な特徴が際立っており、やはり隸書の範疇に属する。牒文の書体は繆篆が主体で、隸書がこれを補うものとみることができる。王莽の時代の六書にある隸書は「左書」ともいった。『説文解字』序の段玉裁注で「左，今之佐字。……佐書，謂其法便捷，可以佐助篆所不逮」と論じられている内容は、玉牒文の書体と一致する。

D 玉牒の性格

玉牒文は「封禪泰山」などの内容から、それが封禪儀礼のための道具であったことがわかる。古代の封禪は、天地の功に報いるためにある。そのうち、封礼は壇を築いて天を祭り、禪礼は壇を扫一清めて地を祭る。封礼は泰山でおこなわれ、禪礼は泰山の麓にある梁父、社首といった小山で実施された。封禪は祭天に重点が置かれていた。

封礼・禪礼

古代の封禪儀礼に関する次第や道具には、時代によって異同があり、実状を考察することは困難である。秦の始皇帝がおこなった封禪の詳細はわからないが、『史記』封禪書には、次のように記されている。

秦始皇帝の
封禪儀礼

始皇、是帝位三年，東巡郡縣，祠騶嶧山，頌秦功業。於是徵從齊魯之儒生博士七十人。至于泰山下。諸儒生或議曰「古者封禪爲蒲車，惡傷山之土石草木。埽地而祭，席用蘚緝，言其易遵也。」始皇聞此議各乖異，難施用，由此黜儒生。

漢の武帝がおこなった封禪については、知られている内容も漠然としたもので、すべて太一・后土を祭る儀礼にしたがっていた。『史記』封禪書には、次のような記録がある。

漢武帝の
封禪儀礼

封禪用希曠絕，莫知其儀禮，而羣儒采封禪『書經』『周官』『王制』之望祀射牛事。……天子既聞公孫卿及方士之言，黃帝以上封禪，皆致怪物與神通，欲放黃帝以上接神僊人蓬萊士，高世比德於九皇，而頗采儒術以文之。羣儒既已不能辨明封禪事，又牽拘於『詩』『書』古文而不能勝。上爲封禪祠器示羣儒，羣儒或曰「不與古同」，徐偃又曰「太常諸生行禮不如魯善」，周霸屬圖封禪事，於是上黜偃、霸，而盡罷諸儒不用。

……上念諸儒及方士言封禪人人殊，不經，難施用。

『續漢書』祭祀志・上には「封禪不常，時人莫知。元封元年，上以方士言作封禪器，以示羣儒，多言不合古，於是罷諸儒不用」とある。『漢書』兒寬傳には、武帝が封禪の儀礼を定めるにあたって、次のように発言したとある。

上議欲放古巡狩封禪之事，諸儒對者五十餘人，未能有所定。先是司馬相如病死，有遺書，頌功德言符瑞，足以封泰山。上奇其書，以問兒寬。寬對曰「……天地並應，符瑞昭明。其封泰山，禪梁父，昭姓考瑞，帝王之盛節也。然享薦之義，不著于經，……唯聖主所由，制定其當，非羣臣之所能列。……」。上然之，乃自制儀，采儒術以文焉，蓋此時事。

封禪ははるか昔のことであり、その儀礼に関する次第や道具の記載は經典になく、後人がこれをことごとく明らかにすることはできなかったようである。そこで、武帝は封禪儀礼を自ら定め、元封元年（前110）に泰山に登って封礼を執りおこない、その儀礼は太一郊祀の例に倣った。また、泰山下の東北にある肅然山で禪礼を挙行し、その儀礼は后土祭祀を範とした。このときの儀礼の次第や道具は、古制と違いはあったものの、後世に与えた影響は大きかった。『史記』封禪書は「每世之隆，則封禪答焉，及衰而息。厥曠遠者千有餘載，近者數百載，故其儀闕然堙滅，其詳不可得而記聞云」と記す。『晉書』禮志・下は「封禪之說，經典無聞。……秦漢行其典，前史各陳其制矣。……此儀久廢，非倉畢所定。宜下公卿，廣撰其禮」と記す。これらの記述は、歴代の帝王が封禪を挙行する際に儀礼の内容を定めようとしたが、前代との時間の開きが大きく、困難であったことを物語っている。

後漢光武帝の封禪儀礼

後漢の光武帝が建武中元元年（後56）に封禪をおこなった際には、元封の旧事に倣った。『續漢書』祭祀志・上は、そのときの封禪儀礼の次第や道具について詳細に述べている。

上許梁松等奏，乃求元封時封禪故事，議封禪所施用。有司奏當用方石再累置壇中，皆方五尺，厚一尺，用玉牒書藏方石。牒厚五寸，長尺三寸，廣五寸，有玉檢。又用石檢十枚，列於石旁，東西各三，南北各二，皆長三尺，廣一尺，厚七寸。檢中刻三處，深四寸，方五寸，有蓋。檢用金縷五周，以水銀和金以爲泥。玉璽一方寸二分，一枚方五寸。方石四角又有距石，皆再累。枚長一丈，厚一尺，廣二尺，皆在圓壇上。其下用距石十八枚，皆高三尺，厚一尺，廣二尺，如小碑，環壇立之，去壇三步。距石下皆有石跗，入地四尺。又用石碑，高九尺，廣三尺五寸，厚尺二寸，立壇丙地，去壇三丈以上，以刻書。

文字を刻む封禪儀具

これにより、漢代の封禪儀具のうち、文字を刻んだものは石碑、玉璽、玉牒だけであったことがわかる。玉璽の形態は、今回出土した玉牒とまったく違っていた。また、石碑は泰山の山頂に立てられ、その高さは9尺、広さ3尺5寸で、光武帝の功業と名号を記している。秦の立石は、高さ3丈1尺であった。『漢書』武帝紀に「夏四月，上還，登封泰山」とあるが、顏師古は応劭を引用して、「封者，壇廣十二丈，高二丈，階三等，封於其上，示增高也。刻石，紀績也。立石三丈一尺，其辭曰『事天以禮，立身以義。事親以孝，育民以仁。四守之內，莫不爲羣縣，四夷八蠻，咸來貢職，與天無極。人民蕃息，天祿永得。』」と注釈している。しかし、始皇帝と武帝の立石の高さが3丈1尺であったのに対し、光武帝の立石は高さ1丈2尺であった。応劭は『漢官儀』の中で、馬第伯の『封禪儀』を引用して、「入其幕府，觀治石。……一紀號石，高丈二尺，廣三尺，厚尺二寸，名曰立石。一枚，刻文字，紀功德」と記す。以上から、石碑と出土した玉牒の形態との違いは明らかである。

『白虎通義』封禪には「因高告高，順其類也。故升封者，增高也。下禪梁甫之基，廣厚也。皆刻石紀號者，著己之功迹以自効也」とある。現在に伝わる秦の「李斯泰山刻石」、三国時代呉の「天璽禪國山碑」は、それぞれ秦の始皇帝および孫皓が封禪したとき、その年号を石に刻み込んだものである。許慎の『説文解字』序に「書者，如也。以迄五帝三王之世，改易殊體，封于泰

山者七十有二代、靡有同焉」とあるが、これはすなわち刻石の文を指している。始皇帝封禪刻石の内容は『史記』秦始皇本紀に、光武帝の封禪碑文は『續漢書』祭祀志にそれぞれ載っているが、出土した玉牒文と内容の異なる箇所が多い。以上の考察から、漢長安城桂宮から出土した新王莽封禪儀礼の玉牒文が、封禪のための玉牒であることは明らかである。

新王莽の
封禪玉牒

『續漢書』祭祀志によれば、光武帝の封禪は武帝の元封のときの制度を踏襲しており、玉牒の長さは1尺3寸、幅5寸、厚さ5寸であった。唐代の封禪もこの制度を遵守していた。新王莽の玉牒の長さは、破損のため計測することができないが、新代の1尺はほぼ今日の23.0cmであるから、幅は4寸、厚さ1寸2分となり、元封封禪の玉牒とは少し異なる。

王莽は漢を廢し、漢礼を継承しなかった。政治では復古を主張し、制度をたびたび更新したが、祭礼についても頻繁に変更した。武帝は甘泉に泰一祠、汾陰に后土祠を立て、郊祭を執りおこなったが、これらの施設は前漢の中・後期まで長く使用された。しかし、匡衡・張譚・杜鄴は、これらを古の制度に合わないと考えた。⁽⁶⁾平帝の元始元年(後1)、王莽は武帝の甘泉太陰・河東少陽の地位は失われ、礼制に合わないことを改めて奏上し、甘泉と汾陰の祠を長安の南北郊外に作るように協議し、⁽⁷⁾武帝の制度を強引に変更した。

『漢書』元后傳・下は「及莽改號太后爲新室文母、絕之於漢、不今得體元帝」と伝える。『漢書』王莽傳には「改定安太后號曰黃皇室主、絕之於漢也」「孫公明公壽病死、旬月四喪焉。莽壞漢孝武、孝昭廟、分葬子孫其中」とあり、漢代の例をことごとく廢絶した。王莽は自らを黃帝虞舜の後裔と称し、その儀礼の挙行を力説した。王莽の定めた儀礼制度は、繁文縟礼であり、武帝のものとはおのずと異なっていた。武帝の自ら定めた封禪儀礼はすでに古制と同じではなかったため、王莽がそれにしたがうことは不可能であったのである。よって、新王莽封禪玉牒のこのような特殊な形態は、武帝の事例以外に典拠があった可能性がきわめて高い。

実際、武帝の封禪儀礼は古制と異なっており、後世に、旧典にしたがって別の玉牒の作り方を定めたのは、王莽だけではなかった。『宋會要輯稿』二十一冊・禮・二二之四には「宋真宗大中祥符元年四月二十三日、中舍夏侯晟上漢武帝『封禪圖』、續金玉匱石礎距之状、各有注釋。帝覽之、以所載與舊典小異、詔詳定所參校施行」とあり、武帝の制度は古制と合わせずにこれを改めたことが記されている。『宋史』禮志・七は「以玉爲五牒、牒各長尺二寸、廣五寸、厚一寸」と記し、宋の真宗が封禪の器具について発言したことに論及している。その制定したところは新王莽玉牒の形態とほぼ同じである。また、『續漢書』祭祀志・上には「二十五日甲午、禪、祭地于梁陰、以高后配、山川羣神從、如元始中北郊故事」とある。王先謙は『後漢書集解』の中で黄山を引用して「莽議北郊配後、本與封禪無涉、盜國後、屢議巡狩、亦未實行。是以高后配饗梁陰、實當時無識諸臣以意爲之耳、光武誤聽、唐高宗遵而行之」と記した。⁽⁸⁾

これらの文献から、王莽の方法には根拠があり、後世にもある程度影響していたように見受けられる。しかし、実際は、封禪儀礼の次第や道具の明確な記載は史書なく、帝王は挙行に際して自己流をとった。『新唐書』禮樂志・四には、「『文中子』『封禪、非古也。其秦漢之侈心乎。』蓋其曠世不常行、而于禮無所本、故自漢以來、儒生學官論議不同、而至于不能決、則出于時君鑾意而行之爾」と記されている。これはきわめて妥当な内容である。

このほか、新王莽玉牒の石材の選択と牒文の彫刻にみられる処理方法は、漢代の封禪玉牒と完全に合致する。『續漢書』祭祀志・上には、光武帝が、武帝の元封年間の封禪に際して作られた

封禪玉牒に倣ったことが記載されている。そして「遂使泰山郡及魯趣石工，宜取完青石，無必五色。時以印工不能刻玉牒，欲用丹漆書之，會求得能刻玉者，遂書。書秘刻方石中，命容玉牒」という記載から、漢代の封禪制度によれば、玉牒の石材は必ず純粹な青石が用いられ、牒文の文字は刻み込まれて赤く塗られていたことがわかる。王莽の玉牒は純粹な黒色の青石を使用しているが、これは天玄の色に応じたものである。また、王莽玉牒の刻文には朱を塗っており、この制度とまったく一致する。一方、唐宋の封禪では、玉牒は依然として文字を刻み込んだものの、朱の塗布から金を嵌め込むように改められた。

E 玉牒文の釈読

歴代の封禪はいずれも封藏されてきた。秦漢の儀礼では玉牒をもって神に告げ、唐宋の封禪では玉牒・^{玉册}（玉策）を併用するなど、制度に違いがあった。『史記』封禪書の張守節の『正義』には「此泰山上築土爲壇以祭天，報天之功，故曰封。此泰山下小山上除地，報地之功，故曰禪。⁽⁹⁾言禪者，神之也」とある。『後漢書』光武帝紀・下の李賢の注には「封謂聚土爲壇，禪謂除地而祭。改『壇』爲『禪』，神之也」とある。また、『白虎通義』封禪には「或曰封者，金泥銀繩。或曰石泥金繩，封之以印璽」とある。『漢書』武帝紀の顏師古の注では、孟康を引用して「封，崇也。助天之高也。刻石紀號，有金策石函金泥玉檢之封焉」とある。これらの文献により、封礼とは、盛り土をして壇を築き、天を祭るだけでなく、石函に玉牒を封藏して神に告げていたことがわかる。唐宋の封禪は、封礼・禪礼ともに封藏していたが、秦漢の封禪は、封礼のときのみ封藏していたようで、制度に大きな変化があった。

玉牒は、石函・石礎に入れて泰山に納められた。唐宋よりも前は秘密に伏せられ、明らかにされなかつたので、牒文の内容を知るすべはなかつた。『史記』封禪書は、秦の始皇帝の封禪について、「而封藏皆祕之，世不得而記也」と記す。また、漢の武帝の封禪についても、「封泰山下東方，如郊祭祠太一之禮。封廣丈二尺，高九尺，其下則有玉牒書，書祕。禮畢，天子獨與侍中奉車子侯上泰山，亦有封，其事皆禁」と記す。『漢書』武帝紀の顏師古注には、応劭を引用して「武帝封廣丈二尺，高九尺，其下則有縢書，秘」とある。『續漢書』祭祀志・上には、光武帝「封泰山，恐所施用非是，乃祕其事」とある。

これらの記載によれば、当時の封禪玉牒の内容は極秘であった。唐の玄宗は開元13年（725）に封禪をおこなつたとき、このことに疑問をもつて賀知章に諮詢し、同時に封禪は民のために幸福を祈るものであるとして、初めて玉牒文を公表した。『旧唐書』禮儀志・三によれば、開元13年11月に泰山に至り、礼官学仕の賀知章等を召集して儀礼の次第について協議した。「玄宗因問『玉牒之文，前代帝王，何故祕之。』知章對曰『玉牒本是通於神明之意。前代帝王，所求各異，或禱年算，或思神仙，其事微密，是故莫知之。』玄宗曰『朕今之行，皆爲蒼生祈福，更無祕請。宜將玉牒出示百僚，使知朕意。』」ということから、『旧唐書』は玄宗開元13年の封禪祭天玉牒文を次のように伝えている。

有唐嗣天子臣某，敢昭告于昊天上帝。天啓李氏，運興土德。高祖，太宗，受命立極。高宗升中，六合殷盛。中宗紹復，繼體不定。上帝眷祐，錫臣忠武。底綏內難，推戴聖父。恭承大寶，十有三年。敬若天意，四海晏然。封祀岱嶽，謝成于天。子孫百祿，蒼生受福。

これ以後、玉牒・玉冊の文は公表されることとなった。宋の真宗の大中祥符元年（1008）の封禅も、唐玄宗に倣って、玉牒・玉冊を公開した。『宋史』禮志・七は、真宗の封禅告天玉牒文を掲載している。

宋真宗の告天玉牒文と告天玉冊文

有宋嗣天子臣某，敢昭告于昊天上帝。啓運大同，惟宋受命，太祖肇基，功成治定。太宗膺圖，重熙累盛。粵惟沖人，丕承列聖，寅恭奉天，憂勤聽政。一紀于茲，四隩來暨，丕貺殊尤，元符章示，儲慶發祥，清淨可致，時和年豐，羣生咸遂。仰荷顧懷，敢忘繼志，僉議大封，聿申昭事。躬陟喬嶽，對越上天，率禮祇肅，備物吉蠲，以仁守位，以孝奉先。祈福逮下，佑神昭德，惠綏黎元，懋建皇極，天祿無疆，靈休允廸，萬葉其昌，永保純錫。

さらに、封禅告天玉冊文も掲載されている。

嗣天子臣某，敢昭告于昊天上帝。臣嗣膺景命，昭事上穹。昔太祖揖讓開基，太宗憂勤致治，廓清寰宇，混一車書，固仰升中，以延積慶。元符錫祚，衆寶効祥，異域咸懷，豐年屢應。虔脩封祀，祈福黎元。謹以玉帛、犧牲、粢盛、庶品、備茲禋燎，式荐至誠。皇伯孝太祖皇帝，皇孝太宗皇帝配神作主。尚饗。

唐玄宗の禪地祇玉冊文

このほか、唐の玄宗開元13年（725）の禪地祇玉冊が、宋の太宗の太平興國年間（976～984）に出土したことがある。宋の真宗は、封禅のときにこの唐冊を埋め戻して、その上に自身の禪地祇玉冊を重ねて置いた。二つの玉冊は、後の民国20年（1931）に馬鴻逵が社首山（今は嵩里山と呼ぶ）で得て、現在は台北故宮博物院に所蔵されている。唐の玄宗禪地祇玉冊文は、次の通りである（第54図）。

維開元十三年歲次乙丑十一月辛巳朔十一日辛卯，嗣天子臣隆基，敢昭告于皇地祇。臣嗣守鴻名，膺茲丕運，率循地義，以爲人極。夙夜祇若，汽未敢康。賴坤元降靈，錫之景佑，資植庶類，屢惟豐年。式展時巡，報功厚載。敬以玉帛、犧牲、粢盛、庶品，備茲禋禮，式表至誠。睿宗大聖真皇帝配神作主。尚饗。



第54図 唐玄宗禪地祇玉冊

また、宋の真宗禪地祇玉冊文は『宋史』禮志・七に掲載されている。これと出土品の文を対照させるため、出土した玉牒文（後述）を以下に抜粋する（括弧内は『宋史』の異文）（第55図）。

維大中祥符元年歲次戊申十月戊子朔二十五日壬子，嗣天子臣（某），敢昭告于皇地祇。無私垂佑，有宋肇基，命惟天啓，慶賴坤儀。太祖神武，威震萬寓。太宗聖文，德綏九土。臣恭膺寶命，纂承丕緒，穹昊降鑑（祥），靈符下付，景祚延鴻，祕文昭著。八表以寧，五兵不試，九穀豐穰，百姓親比，方輿所資，涼德是愧。溥率同詞，搢紳協議，因以時巡，亦既肆類。躬陳典禮，祇事厚載，致孝祖宗，潔誠嚴配。以伸大報，聿脩明祀，本支百世，黎元受祉。謹以玉帛、犧牲（牲）、粢盛、庶品，備茲禋廟，式表（薦）至誠。皇伯考太祖啓運立極，英武聖文，神德玄功大孝皇帝，皇孝太宗至仁應道，神功聖德，文武大明廣孝皇帝配神作主。尚饗。（「皇伯考太祖」以下「皇孝太宗皇帝配神作主。尚饗。」）

『宋史』にある真宗の大中祥符元年（1008）封禪の告天玉牒・玉冊は、明代・清代に出土している。明の查志隆は、『岱史』で「明成化十八年（1482）秋、（日觀）峰側被雨水冲出玉簡、會中使有事東潘、復馳以獻、乃命仍瘞舊所」と記す。そして清の聶劍光は、『泰山道里記』に「『岱史』云、洪武初、居民于山中得玉匣、内有玉簡十六、有司獻于朝、驗其刻乃宋真宗祀泰山后土文。又成化十八年秋、日觀峰下雨水冲出玉簡、會中使有事東潘、復馳以獻、乃命仍瘞舊所。乾隆十二年（1747）十二月十四日、工人于日觀峰側鑿石、得玉匣二、各緘以玉檢金繩。啓視、其一爲祥符玉冊、共十七簡、簡字一行、外用黃綬折叠裏之、見風灰飛、其一未啓。其簡尺寸悉如『宋史』禮志所載、巡撫阿里袞獻于朝」と記している。後の列強の分割と戦争の頻発により、真宗告天玉冊の行方は不明である。⁽¹³⁾

古代の封禪に関する資料はきわめて限られていたので、秦漢の封禪玉牒の内容やそれと唐宋封禪との関係は不明であった。しかし、文献と出土資料とを駆使すれば、新王莽封禪玉牒文の理解に有効となる。実際、桂宮出土の玉牒は、形態が封禪玉牒と一致するだけでなく、牒文の内容



第55図 宋真宗禪地祇玉冊

が封禪儀礼の道具に属することを証明するうえで重要な部分となっている。以下、語句ごとに考証を進めよう。

萬歳壹紀。 紀は世代のことである。『文選』班孟堅幽通賦に「皇十紀而鴻漸兮，有羽儀於上帝」とあり、その注では応劭を引用して、「紀，世也。……言先人至漢十世，始進仕，有羽翼于京師也」とする。宋の真宗封禪告天玉牒文の「一紀于茲」にある「一紀」とは、宋一代を意味している。玉牒文の「壹紀」は、王莽の建てた新朝一世を指しているだけでなく、「壹」に統一の意味も含ませていたことが明らかで、統一新朝の世を指している。『續漢書』祭祀志・上には、光武帝封禪刻文が「是月辛卯，柴，登封泰山。甲午，禪于梁陰。以承靈瑞，以爲兆民，永茲一宇，垂于後昆」と記録されている。したがって、牒文の「萬歳壹紀」と「永茲一宇」とは同義であり、ともに国の統一の長久を表現している。『漢書』王莽傳・下に「予以神明聖祖黃虞遺統受命，至于地皇四年爲十五年。正以三年終冬絕滅霸駁之橋，欲以興成新室統壹長存之道也」とあるが、この「新室統壹長存」の意味は、牒文の「萬歳壹紀」と合致する。つまりは王莽の願望であった。

国統一の
長久を表現

古代の封禪において、国運の長久と君主の長寿は祈祷のおもな内容であったので、「萬歳」と称するのは、おのずと帝王が封禪の祥瑞の兆しを得ることとなる。『史記』封禪書は、漢の武帝の封禪について「遂東幸緜氏，禮登中嶽太室。從官在山下聞若有言『萬歳』云。問上，上不言。問下，下不言。於是⁽¹⁴⁾以三百戶封太室奉祠，命曰崇高邑。東上泰山，泰山之草木葉未生，乃令人上石立之泰山巔」と記す。胡三省は、『資治通鑑』の注で荀悅を引用し、「萬歳，神稱之也」と記す。『漢書』武帝紀は、このことについて「夏四月癸卯，上還，登封泰山，降坐明堂。詔曰『朕以眇身承至尊，兢兢焉惟德菲薄，不明于禮樂，故用事八神。遭天地況施，著見景象，屑然如有聞。震于怪物，欲止不敢，遂登封泰山，至於梁父，然後升禮肅然。……』」と記す。顏師古は、「屑然如有聞」に臣瓚を引用して「聞呼萬歳者三是也」と注を加えている。封禪はこのような瑞兆の出現を要し、後に次第に封禪大典の重要な次第となっていった。『續漢書』祭祀志・上は、光武帝の封禪について次のように伝える。

早晡時帛位于壇，北面。羣臣以次陳後，西上，畢位升壇。尚書令奉玉牒檢，皇帝以寸二分璽親封之，訖，太常命人發壇上石，尚書令藏玉牒已，復石覆訖，尚書令以五寸印封石檢。事畢，皇帝再拜，羣臣稱萬歳。

劉昭は、『封禪儀』を引用して「稱萬歳，音動山谷。有氣屬天，遙望不見山巔，山巔人在氣中，不知也」と注を加えている。『北堂書鈔』禮儀部・三には、応劭の『漢官儀』が次のように引用されている。

建武三十二年二月辛卯，登封泰山，皇帝北面。尚書令奉玉牒檢進，南面跪，太常曰，『請封。』皇帝親封，畢，退復位。太常曰，『請拜。』皇帝再拜。大行禮畢，羣臣皆呼萬歳。命人發壇上石，尚書令藏玉牒，封石檢也。⁽¹⁵⁾

『旧唐書』禮儀志・三に、唐の玄宗の封禪についての記事がある。

(開元十三年十一月)庚寅，祀昊天上帝于山上封臺之前壇，高祖神堯皇帝配享焉。……山上作圓臺四階，謂之封壇。臺上有方石再累，謂之石礎。玉牒，玉策，刻玉填金爲字，各盛以玉匱，束以金繩，封以金泥，皇帝以受命寶印之。納二玉匱於礎中，金泥礎際，以「天下同文」之印封之。壇東南爲燎壇，積柴其上。皇帝就望燎位，火發，羣臣稱萬歳，傳呼下山下，聲動天地。

『宋史』禮志・七には、宋の真宗の封禪についての記事がある。

十月戊子朔，禁天下屠殺一月。……有司請登封曰圓臺立黃麾仗，至山下壇設權火。將行禮，然炬相屬，有出朱字漆牌，遣執仗者傳付山下。牌至，公卿就位，皇帝就望燎位，山上傳呼萬歲，下昂舉燎。……

辛亥，設昊天上帝位于圓臺。……三獻畢，封金，玉匱。……帝登圓臺閱視訖，還御幄。宰臣率從官稱賀，山下傳呼萬歲，聲動山谷。

これらの記載により、群臣が万歳を唱えることは、天を封ずる儀礼の重要な次第となっていたことがわかる。このほか、『新唐書』禮樂志・四には、「(唐)高宗乾封元年封泰山。……是歲正月，天子祀昊天上帝于山下之封祀壇，以高祖，太宗配，如圓丘之禮。親封玉冊，置石礮，聚五色土封之。……已事，升山。明日，又封玉冊于登封壇。又明日，祀皇地祇于社首山之降禪壇，如方丘之禮。……乃詔立登封、降禪、朝覲之碑，名封祀壇曰舞鶴臺，登封壇曰萬歲臺，降禪壇曰景雲臺，以紀瑞焉」とあり、登封臺を萬歲臺と改称することによって、封天の瑞祥を記した。『旧唐書』禮儀志・三には「則天證聖元年，將有事於嵩山。……至天冊萬歲二年臘月甲申，親行登封之禮。禮畢，便大赦，改元萬歲登封」とある。『旧唐書』則天皇后本紀には「證聖元年春一月，……大赦天下，改元，大酺七日。……秋九月，親祀南郊，加尊號天冊金輪聖神皇帝，大赦天下，改元爲天冊萬歲。……萬歲登封元年臘月甲申，上登封于嵩嶽，大赦天下，改元，大酺九日。……夏四月，親享明堂，大赦天下，改元爲萬歲通天，大酺七日」とある。武則天は、中嶽で封禪をおこなってから封禪儀礼の完了に至るまで、前後3度にわたり改元したが、いずれも「萬歲」の称号を冠している。このこともまた、封禪の主旨を強調している。

□□□〔徳〕。「徳」字は、字の残存状況から釈読した。語句も4字で収まるようである。

二つの解釈 「徳」字の語句には、解釈の可能性が二つある。一つは、戦国後期の鄒衍が唱えた五徳終始の運とあるいは関連すると考え、もう一つは、厚徳をもって封禪したと解する。

五徳終始の説は前漢の時代にひじょうに流行した。これによれば、新朝は土徳に属することになった。『漢書』王莽傳は次のように記す。「(王莽) 崩眞天子位，定有天下之號曰新。其改正朔，易服色，變犧牲，殊徽幟，異器制。以十二月癸酉爲建國元年正月之朔，以鷄鳴爲時。服色配德上黃。……赤世計盡，終不可強濟。皇天明戚，黃德當興，隆顯大命，屬予以天下。……火德銷盡，土德當代，皇天眷然，去漢興新。……於是新皇帝立登車，之漢氏高廟受命。受命之日，丁卯也。丁，火，漢氏之徳也。卯，劉姓所以爲字也。明漢劉火德盡，而傳于新室也」。つまり王莽は、漢を火徳、新を土徳と見なした。

『漢書』王莽傳によれば、始建国4年(後12)に王莽が巡狩封禪を協議したときに、「歲在壽星，墳在明堂，倉龍癸酉，徳在中宮。觀晉掌歲，龜策告從」と封禪の前兆を明言している。顏師古注に「服虔注曰『倉龍，太歲也。』張晏曰『太歲起於甲寅爲龍，東方倉。癸德在中宮也。』晉灼曰『壽星，角亢也。東宮倉龍，房、心也。心爲明堂，墳星所在，其國昌。莽自謂土也，土行主墳星。癸德在中宮，宮又土也。』……『國語』晉文公以卯出酉入，過五鹿得土，歲在壽星，其日戊申。莽欲法之，以爲吉祥。正以二月建寅之節東巡狩者，取萬物生之始也。視晉識太歲所在，宿度所合，卜筮皆吉，故法之」とある。したがって、新王莽の玉牒文を、新朝の土徳の運をもって隆盛するというように解釈すれば、文献の記載と合致するだけでなく、先に紹介した唐の玄宗封禪告天玉牒にある「天啓李氏，運興土徳」の内容の証左となりうる。

古代の封禅をおこなう者は、有徳の君主でなければならなかった。『史記』封禅書には、「自古受命帝王、曷嘗不封禅。蓋有無其應而用事者矣。未有賭符瑞見而不臻乎泰山者也。雖受命而功不至、至梁父矣而德不洽、洽矣而日有不暇給、是以昂事用希」とある。要するに、封禅は功徳に重きを置いている。そのため、古の封禅をおこなった帝王は、いずれも功徳があったと自らを誇った。『續漢書』祭祀志・上の劉昭注で引用された『東觀書』には、「登封告成、爲民報德、百王所同」とある。『旧唐書』禮儀志・三には、「貞觀六年、平突厥、年穀屢登、羣臣上言請封泰山。太宗曰『議者以封禪爲大典。如朕本心、但使天下太平、家給人足、雖闕封禪之禮、亦可比德堯舜。若百姓不足、夷狄內侵、縱脩封禪之儀、亦何異於桀紂。昔秦始皇自謂德洽天心、自稱皇帝、登封岱宗、奢侈自矜。漢文帝竟不登封、而躬行儉約、刑措不用。今皆稱始皇爲暴虐之主、漢文爲有徳之君。以此而言、無假封禪。』」とある。いずれも徳と封禪の関係を説明している。『史記』封禅書には、「爰周德之洽維成王、成王之封禪則近之矣」とある。『續漢書』祭祀志・上の劉昭・注は、袁宏を引用して、「然則封禪者、王者開務之大禮也。徳不周洽、不得輒議斯事。功不弘濟、不得彷彿斯禮」と記載している。

秦の始皇帝の封禪は、「祇誦功徳」を主旨とし、ゆえに「立石頌徳」したのである。⁽¹⁸⁾ 漢武帝の封禪の任務は、まず徳を修めて礼を明らかにすることであった。後漢の建武30年(後54)、群臣は奏上して封禪を請願し、⁽¹⁹⁾ 光武帝を「聖徳洋溢」と称賛した。⁽²⁰⁾ このとき、劉秀は自らを徳がないとし、⁽²¹⁾ 封禪をおこなわなかった。いずれの場合でも、厚徳こそが封禪を推し進める条件であった。⁽²²⁾ 『晉書』禮志・下には、魏の明帝が太和年間に、護軍の蔣濟が奏上して封禪を請願した記載がある。

「元功懿徳、不刊梁山之石、無以顯帝王之功、示兆庶不朽之觀也」。しかし、魏の明帝は「吾何徳之脩」と、これを却下した。西晋太康元年(280)、尚書令の衛瓘らは奏上して封禪を請うた。「陛下之徳、合同四海、迹古考今、宜脩此禮」。これに対して、晋の武帝は、封禪とは「盛徳之事」であるとして、承認しなかった。⁽²³⁾ 隋の開皇14年(594)、群臣は封禪を請うた。文帝は「朕何徳以堪之」と言ってこれを受け入れず、ついに果たさなかった。⁽²⁴⁾ 唐の玄宗は、封禪とは厚き徳の報いであり、功業の成就を告げるものと捉えた。⁽²⁵⁾ 歴代の封禪は、君主に功業を積み上げて徳を修めることを課したのである。

漢王朝の運勢は途中でいったん衰え、元后は長寿であった。王莽は、その勢力を借りて政治を補佐し、幼弱な皇帝を盛り立てて、大権を手中に収めた。成王を補佐した周公になぞらえて偽り、安漢公によって権力を司り、やがては天子に代わって政務を執るに至り、皇帝の地位に登りつめた。その権勢をほしいままにしたため、その功徳を褒め称える者は甚だ多く、はじめ8,000人余りもいた。これに次いで王侯貴族で九錫を加えるように協議した者は920人、また上書した官吏および庶民はおよそ487,500人余りにも及び、威風に大勢がなびき従った。『漢書』王莽傳・上には「元壽元年、日食、賢良周護、宋崇等對策深頌莽功徳」とある。元始年間、張敞の孫である張竦は、陳崇のために奏上書を起草して、王莽の功徳を称えた。「公卿咸嘆公徳、同盛公勳、皆以周公爲比。……撰公德行、爲天下紀。觀公功勳、爲萬世基」。その美辞麗句に溢れた論調は、ほかにも数多くある。これらは、王莽が十分に徳の厚い君主であると自負していたことを明確に示すものである。

作民父母。後漢の建武30年(後54)2月、群臣は光武帝に奏上して、封禪をおこなうように請願した。『續漢書』祭祀志・上の劉昭注に引用された『東觀書』には、太尉の趙憲が次のように上奏

有徳の君主

封禪の条件

したと記載されている。「自古帝王，每世之隆，未嘗不封禪。陛下聖德洋溢，順天行誅，撥亂中興，作民父母，脩復宗廟，救萬性命，黎庶賴福，海內清平。功成治定，羣司禮官咸以爲宜登封告成，爲民報德。百王所同，當仁不讓。宜登封岱宗，正三雍之禮，以明靈契，望秩羣神，以承天心也」。つまり、ここでは、劉秀は民衆の父母であり、封禪をおこなうのは民衆の幸福を祈るためにあった。『續漢書』祭祀志・上には、光武帝が建武元年（後25）に即位して、天に祝文を告げたときの記録がある。「皇天上帝，后土神祇，睠顧降命，屬秀黎元，爲民父母，秀不敢當。羣下百僚，不謀同辭。咸曰王莽篡弑竊位，秀發憤興義兵，破王邑百萬衆於昆陽，誅王郎、銅馬、赤眉、青犢賊，平定天下，海內蒙恩，上當天心，下爲元元所歸」。⁽²⁶⁾これにより、「作民父母」は、天を祭るときか封禪に用いられた、前漢と後漢の交替期の慣用語であったことが十分に見て取れる。唐の玄宗封天玉牒文は「底綏内難，推載聖父」といい、宋の真宗封天玉牒文は「祈福逮下，侑神昭德，惠綏黎元」とあり、封天玉冊文は「祈福黎元」と記す。いずれも、万民の父母であることは明らかである。『漢書』王莽傳・上には、王莽が天子の位に就いて、次のように詔したことが記載されている。「予以不德，襲于聖祖，爲萬國主，思安黎元」。これは、万民の父母であると自称していることにはかならない。

清〔深〕□□。「深」字は、残存した形から解釈した。4字からなる語句のようである。

先に引用した『東觀書』によれば、趙憲が奏上して光武帝に封禪を請願し、功は成就し政治は定まったといい、「海內清平」と記載している。宋の真宗封天玉牒文には、宋王朝が太平で、「清淨可致」という文言がある。いずれも、太平で安泰であるという意味の言葉を述べている。したがって、新の王莽玉牒の「清〔深〕□□」の意味もこれに近いはずである。

□（罷）退佞人姦軌，誅〔滅〕□□□□。「滅」の字は、残存した形から解釈した。「罷」字は、残存した形および文意から補填した。両語句は並列され、いずれも6字からなる語句であった。

王莽は、漢の成帝永始元年（前16）より新都侯に封ぜられて、騎都尉、光祿大夫、侍中を歴任し、益尊の爵位を与えられた。同時に、敵対分子の殲滅に尽力して、徒党を組織した。王莽は、まず外戚の定陵侯淳于長の罪過を摘発した後に、これを罰し、忠直の名を得た。『漢書』佞幸傳は記す。

初，許皇〔后〕坐執左道廢處長定宮，而后姊女靡爲龍額思侯夫人，寡居。（淳于）長與女靡私通，因取爲小妻。許后因女靡賂遺長，欲求復爲婕妤。長受許后金錢乘輿服御物前後千餘萬，許許爲白上，立以爲左皇后。女靡每入長定宮，輒與女靡書，戲侮許后，嫚易無不言。… …（王）根兄子新都侯王莽心害長寵，私聞長取許女靡，受長定宮賂遺。……莽白上，上乃免長官，遣就國。……長具服戲侮長定宮，謀立左皇后，罪至大逆，死獄中。

『漢書』王莽傳・上は、次のように記述する。

是時，太后姊子淳于長以材能爲九卿，先進在莽右。莽陰求其罪過，因大司馬曲陽侯根白之，長伏誅，莽以獲忠直。

哀帝が即位すると、佞幸の董賢と外戚の丁・傅両家が勢力を得た。王莽は官を辞して家に戻り、門を閉ざして自らを守り、ついにこれを退けた。『漢書』佞幸傳は、次のように記す。

哀帝崩。太皇太后召大司馬（董）賢，引見東廂，問以喪事調度。賢內憂，不能對，免冠謝。

太后曰「新都侯莽前以大司馬奉送先帝大行，曉習故事，吾令莽佐君。」賢頓首幸甚。太后遣使者召莽。既至，以太后指使尚書劾賢帝病不親醫藥，禁止賢不得入出宮殿司馬中。賢不知所

爲，詣闕免冠徒跣謝。莽使謁者以太后詔帛闕下冊賢曰「間者以來，陰陽不調，菑害並臻，元元蒙辜。夫三公，鼎足之輔也，高安侯賢未更事理，爲大司馬不合衆心，非所以折衝綏遠也。其收大司馬印綬，罷歸第。」幃日賢與妻皆自殺，家惶恐夜葬。莽疑其詐死，有司奏請發賢棺，至獄視。莽復風大司徒光奏「賢性巧佞，翼姦以獲封侯，父子專朝，兄弟並寵，多受嘗賜，治第宅，造冢壙，放効無極，不異王制，費以萬萬計，國家爲空虛。父子驕蹇，至不爲使者禮，受賜不拜，罪惡暴著。賢自殺伏辜，死後父恭等不悔過，乃復以沙畫棺四時之色，左蒼龍，右白虎，上著金銀日月，玉衣珠璧以棺，至尊無以加。恭等幸得免於誅，不宜在中土。臣請收沒入財物縣官。諸以賢爲官者皆免。」……賢既見發，贏診其尸，因埋獄中。賢所厚吏沛朱詡自効去大司馬府，買棺衣收賢尸葬之。……王莽聞之而大怒，以它罪擊殺詡。

『漢書』王莽傳・上は、次のように記す。

莽還京師歲餘，哀帝崩，無子，而傅太后、丁太后皆先薨，太皇太后幃日駕之未央宮收取璽綬，遣使者馳召莽。詔尚書，諸發兵符節，百官奏事，中黃門、期門兵皆屬莽。莽白「大司馬高安侯董賢年少，不合衆心，收印綬。」賢幃日自殺。

哀帝が即位した当初、成帝の母は太皇太后と称し、成帝の趙皇后は皇太后と称した。しかし、哀帝の祖母の傅太后は母の丁后とともに宮城にあり、定陶共王と自称した。高昌侯の董宏は、定陶共王后を皇太后に立てるべきであると上奏した。『漢書』師丹傳には、次のように記す。

時丹以左將軍與大司馬王莽共効奏宏「……詫誤聖朝，非所宜言，大不道。」上新立，謙讓，納用莽，丹言，免宏爲庶人。

王莽は「附順者拔擢，忤恨者誅滅」と記されているように、朝廷の政治を独占し、敵対分子を排除した。およそ淳于長、董賢、董宏、衛氏、呂寬、張充らは、親子数人にまで及んで罷免させられたか殺され、おのずと玉牒文のいわゆる佞人姦軌の列に加えられた。『漢書』王莽傳・上には、陳崇が起草した上奏文によって、張竦が王莽の功徳を褒め称え、次のような奏文を書いたと記述されている。「及爲侍中，故定陵侯淳于長有大逆罪，公不敢私，建白誅討。……定陶太后欲立僭號，憚彼面刺幄坐之議，佞惑之雄，朱博之疇，懲此長，宏手効之事，上下壹心，讒賊交亂，詭辟制度，遂成篡號，斥逐仁賢，誅殘戚屬，而公被胥，原之訴，遠去就國，朝政崩壞，綱紀廢弛，危亡之禍，不隱如髮。……賴公立入，幃時退賢，及其黨親」。また、平帝の元始五年（後5）、王莽に九錫を加える策命についても記述がある。「前公宿衛孝成皇帝十有六年，納策盡忠，白誅故定陵侯淳于長，以彌亂發姦，登大司馬，職在內輔。孝哀皇帝幃位，驕妾窺欲，姦臣萌亂，公手効高昌侯董宏，改正故定陶共王母之僭坐。……是夜倉卒，國無儲主，姦臣充朝，危殆甚矣。朕惟定國之計莫宜于公，引納于朝，幃日罷退高安侯董賢，轉漏之間，忠策輒建，綱紀咸張」。

敵対分子の排除

牒文の「□（罷）退佞人姦軌，誅〔滅〕□□□□」は、明らかに上記の事実を指している。「□退」は欠けているものの、その意味が「罷退」に近いことは証明できる。「退」の上にある字の残された下部から分析して、「罷」の字に似ている。「誅滅」の後の4字は失われてしまったが、これもまた佞人姦軌に類する語句ではないだろうか。

以上の諸語句は、いずれも王莽が自分の功徳を自賛したものである。唐の玄宗封天玉牒文は「上帝眷祐，錫臣忠武。底綏内難，推戴聖父。恭承大寶，十有三年。敬若天意，四海晏然」と記す。宋の真宗封天玉牒文は「粵惟沖人，丕承列聖，寅恭奉天，憂勤聽政。……時和年豐，羣生咸遂」と記す。これらも、自分の功徳を賛美する語句である。『東觀書』には、趙熹が奏上して光武

王莽の自賛

帝劉秀に請求した封禪文が記載されている。「陛下聖德洋溢，順天行誅，撥亂中興，作民父母，脩復宗廟，救萬姓命，黎庶賴福，海內清平」。文の流れや言葉遣いは新王莽玉牒文と近似する。

『續漢書』祭祀志・上は、光武帝が封禪をおこなうに先立って、『河圖會昌符』にある「赤劉之九，會命岱宗。不愼克用，何益于承。誠善用之，姦偽不萌」を読み、感じるものがあったことを記す。劉昭注には、群臣が光武帝の封禪を協議した記事が、次のように『東觀書』から引用されている。「陛下無十室之資，奮振於匹夫，除殘去賊，興復祖宗，集就天下，海內治平，夷狄慕義，功德盛於高宗、武王。宜封禪爲百姓祈福」。また、項威注より「封泰山，告太平，升中和之氣于天」と引用している。つまり「姦偽不萌」、「除殘去賊」とは、太平で治安が定まるということである。これは、玉牒文で述べられている「王莽が僕人姦軌を退けて誅滅し、海内を太平に至らしめ、治を怠らない」という意味とまったく同じである。

□□延壽，長壯不老。　これは、封禪で長寿を祈願する言葉である。

長寿を祈念

歴代の封禪では、漢の武帝の封禪が、長寿を祈念する色彩が最も濃い。秦始皇帝の封禪の具体的な内容は秘され、知るすべがないけれども、秦の功德を賞賛することが、そのおもな目的であった。⁽²⁸⁾ 唐宋の封禪では、玉牒文や玉冊文に、長寿延命の内容はすでに言及されなくなつた。漢武帝はことに鬼神の祭祀を最も尊び、専ら長生を求めて神仙を思慕した。『續漢書』祭祀志・上は、「初，孝武帝欲求神仙，以扶方者言黃帝由封禪而後僕，於是欲封禪」と記す。また、『史記』封禪書は次のように記す。

少君言上曰「祠竈則致物，致物而丹沙可化爲黃金，黃金成以爲飲食器則益壽，益壽而海中蓬萊僕者乃可見，見之以封禪則不死，黃帝是也。……」於是天子始親祠竈，遣方士入海求蓬萊安期生之屬，而事化丹沙諸藥齊爲黃金矣。……申公曰「漢主亦當上封，上封則能僕登天矣。」……自得寶鼎，上與公卿諸生議封禪。封禪用希曠絕，莫知其儀禮，而羣儒采封禪『尚書』、『周官』、『王制』之望祀射牛事。齊人丁公年九十餘，曰「封禪者，合不死之名也。」……天子既聞公孫卿及方士之言，黃帝以上封禪，皆致怪物與神通，欲放黃帝以上接神僕人蓬萊士，高世比德於九皇，而頗采儒術以文之。……天子既已封泰山，無風雨災，而方士更言蓬萊諸神若將可得，於是上欣然庶幾遇之，乃復東至海上望，冀遇蓬萊焉。

これにより、武帝は、封禪をおこなうことで神仙の長生不死を思慕していたことがわかる。『風俗通義』正失に「俗說岱宗上有金匱玉策，能知人年壽脩短。武帝探策得十八，因倒讀曰八十，其後果用耆長」とある。武帝の封禪は、長生の説を思慕して深い影響を受けていたことが窺い知れる。これだけでなく、仙人との面会を求めて不死身となるために、甘泉に益延寿觀も建設した。⁽²⁹⁾ その高さは30丈であった。⁽³⁰⁾ 武帝が封禪を通して長生を求める方法は、王莽の手本となっていたはずである。封禪を通して不死身を得ようとしたのは武帝だけでなく、王莽も同様であったことを、牒文ははっきりと示している。

累□□□。　4字からなる語句と思われるが、文字の残存情況が悪く、意味は不明である。

宋の真宗封天玉牒文に「太宗膺圖，重熙累盛」とある。これは、太宗が吉兆のしるしを受けて、機運に乘じ、盛んになったことを指している。『文選』潘安仁爲賈謐作贈陸机詩には「子嬰面櫬，漢祖膺圖」、『文選』張平子東京賦には「高祖膺籙受圖，順天行誅」とある。『韓昌黎集』卷三・永貞行には「膺圖受禪登明堂」とある。また、『文選』班孟堅兩都賦には「重熙而累治」、何晏『景福殿賦』には「重熙而累盛」とある。これらに準ずれば、この語句は新朝が機運に乗じて隆盛し、

祥瑞が頻繁に現れること、すなわち封禪の吉兆を表現しているようである。『漢書』王莽傳・中には「歲在壽星，墳在明堂，倉龍癸酉，德在中宮。觀晉掌歲，龜策告從，其以此年二月建寅之節東巡狩」という記載がある。顏師古注は、晉灼を引用して、「『國語』晉文公以卯出酉入，過五鹿得土，歲在壽星，其日戊申。莽欲法之，以爲吉祥。……視晉識太歲所在，宿度所合，卜筮皆吉，故法之」と述べている。牒文にある語句は、これらの記載と関係するようである。

封壇泰山。 「壇」は壇と読む。上古の音は「壇」「壇」とともに定紐の声であり、韻も元部に属することから、声母も韻母も等しく同音であり、交換可能であった。『易經』屯卦に「屯如遯如，乘馬班如」とあるが、馬王堆帛書本は「遯」を「壇」、宋本は「壇」に作り、『漢書』叙傳・上の顏師古注では「壇」で引用されている。これは、「壇」と「壇」とが相通じていた証拠である。

古代の封禪で封礼をもって天を祭るときには、土を盛って壇を築かなければならなかった。禪礼で地を祭るときは、土を掃き清めて壇となした。『續漢書』祭祀志・上の劉昭注は、項威注を引用して、「祭土爲封，謂負土於泰山爲壇而祭也」と記している。また、光武帝紀・下の李賢注は「封謂聚土爲壇，壇謂除地而祭」と述べる。『史記』秦始皇本紀の裴駟・集解は、攢を引用して、「積土爲封。謂負土於泰山上，爲壇而祭之」と記す。張守節の正義に引用された『晉太康地記』には、「爲壇於太山以祭天，示增高也。爲壇於梁父以祭地，示增廣也」と記されている。『大戴禮記』保傅には「是以封泰山而禪梁父」とある。盧弁注は「封謂負土石於泰山之陰，爲壇而祭天也。禪謂除地於梁甫之陰，爲壇以祭地也。變壇爲禪，神之也」と記述する。泰山で封祭をおこなうときには、壇を築いて祀ったことが知られる。

封礼の壇
禪礼の壇

古人が壇を築く場合、必ずその場を整除して壇を作った。『説文字解』土部に「壇，野土也」とある。段玉裁は「野者，郊外也。野土者，于野治地除艸」と注釈を加えている。また、『説文字解』土部に「壇，祭壇場也」と見える。段玉裁は「壇壠場也，爲場而後壇之，壇之前又必除地爲場，以爲祭神道」と注釈を加えている。朱駿声の『説文通訓定聲』には、「除地曰場，曰壇，于壇築土曰壇。壇無不壇，而壇有不壇」と記載されている。『書經』金縢は「爲三壇同壇」、『禮記』祭法は「是故王立七廟，一壇一壇」と記す。

これらの記述から、古代の壇が高く盛られ、壇は下がるものであること、壇には壇を盛らないものもあるが、壇を作らない壇はなかったことが明らかである。したがって、壇を築く際には、壇が必ずあった。それゆえに、壇と壇は区別されず、典籍でもお互いに通用することが多い。

『詩經』鄭風・東門之壇の陸德明『經典釋文』は「壇」を「壇」に作り、「依字當作壇」と述べる。また、孔穎達『五經正義』には「徧檢諸本皆作壇，今定本作壇」とある。『周禮』夏官・大司馬には「暴內陵外，則壇之」という記述があり、鄭玄は「壇讀如『同壇』之壇。鄭司農云『書亦或爲壇。』」と注釈を加えている。『禮記』曾子問には「望墓而爲壇」とあり、陸德明『經典釋文』は「壇或作壇」と記す。『春秋』左氏傳・襄公二十八年には「舍不爲壇」とあり、孔穎達『五經正義』は「壇，服虔注本作壇，王肅本作壇，讀爲壇」と記す。『春秋』左氏傳・宣公十八年には「公孫歸父……壇帷復命于介」とある。『春秋』公羊傳・成公十五年では「壇」を「壇」と作る。『史記』孝文本紀には「其增廣諸祀壇場珪幣」とある。『漢書』文帝紀は「壇場」を「壇場」に作る。顏師古注には「築土爲壇，除地爲場」とある。これらは、いずれも「壇」と「壇」とが相通じていることを証明している。

段玉裁は、『説文解字』に「築土曰封，徐地曰禪。凡言封禪，亦是壇壇而已」と注釈する。論じ

ている内容はきわめて妥当である。封の儀礼に際して築かれた壇は、天神を祭るための場所である。よって、「壇」字はまた「禮」とも作りうる。「示」符を加えることで、これに神靈の意味をもたせている。なお、封禪の「禪」はもともと「壇」と作ったが、「示」偏に変えることで神靈の意味を加えた。ゆえに、「壇」と「禮」は通用して区別しない。朱駿声の『説文通訓定聲』には「(壇) 實帛禪之本字, 猶壇亦作禮也」とあるが、妥当な指摘である。『漢書』禮樂志には「帝臨中壇, 四方承宇」とあり、これに顏師古は「言天神尊者來降中壇, 四方之神各承四宇也。壇字或作禮, 讀亦曰壇。字加示者, 神靈之耳。下言紫壇、嘉壇, 其義並同」と注釈を加えているのが、その証拠である。

壇は天を祭る所である以上、「禮」字も、もとより天を祭る意味があった。『漢書』武帝紀の記載「望見泰一, 脩天文禮」に、顏師古が文穎を引用して「禮, 祭也」と注釈を施している。「壇」と「禮」、「壇」と「禪」がもともと一つの字であり、文献で「壇」と「壇」も区別なく通用したからには、「示」偏の「禮」と「禪」も互いに混用していたのである。『説文解字』示部に「禪, 祭天也」とあり、『廣雅』釋天に「禪, 祭也」とある。壇が天を祭る所であることから、壇を禮とも作り、禮と禪に共通していた意味が転化していったことは明白である。場を整除するという壇の本義と、その後に強まっていった壇=祭地としての意味とでは、一致しない。朱駿声は『説文通訓定聲』で、「是禪爲祭地, 壇爲祭天。禮從壇省, 禪從壇省, 皆秦以後字。許書收禪不收禮, 故云祭天耳。其實爲壇無不先壇者, 祭天之義, 禪自得兼」と述べている。『續漢書』祭祀志・上の劉昭注は、「天高不可及, 於泰山上立封, 禪而祭之, 冀近神靈也」と、張晏注を引用して述べる。これらにより、禪は本来、禮と作ったに違ひなく、また天を祭る名前であったことがわかる。

壇は壇を築く場であり、古の壇は必ず先に壇を設けた。ゆえに壇は壇と通じることができた。しかし、壇は壇そのものではない。壇の本義は野土であり、次第に地を祭る場所となつた。古代封禪の除地とは、壇を設けて土地の神に禪の祭りをおこなうことであり、「壇」字に神聖な意味をもたせるには「禪」と作る。したがって、封禪の意味は壇壇と違ひはなかった。壇は高く、壇は下がり、祭りの内容もそれぞれ異なっている。

ところで、『續漢書』祭祀志・上の劉昭注は、項威注を引用して、「除地爲壇, 後改『壇』曰『禪』, 神之矣」と述べる。これと天を祭る意味での禮およびその仮借字の禪とは、同音異義であった。昔の人はこの意味の違いがわからず、ついには禮を禪の古字であると考えた。とくに昔は、壇・壇に禮・禪をあてたことが知られていなかったので、許慎・張揖は禪を祭天の名であると考えた。また、禮と禪とが通用したことから、祭天の意味も「禪」のそれと誤解された。それによって、禪はもともと壇と作り、除地成場であるとの本義は曖昧になつた。実際、禮はもともと壇と作ったに違ひなく、これに神聖な意味を含ませて禮禪と作った。その祭天の意味は、古人が壇をもつて天を祭った所に由来する。

『禮記』祭法には、「燔柴於泰壇, 祭天也」とある。しかし、『説文解字』は禪を祭天と訓ずる。これは、古に壇と禪とが相互に通じたことにより、禮を禪の仮借字とした道理をわかっていないことを物語る。したがって、古訓の祭天は禪となっているが、本来は禮であるべきである。壇の本義は除地して場を設けることであり、後に壇は祭地をおこなう場所であることから、神聖の意味を加えて禪と作った。しかし、祭天を意味する禮およびその仮借字としての禪を、除地を意味する禪と同義であるとするのは、大きな誤りである。

『史記』封禪書には、武帝が封禪をおこなったときの記事がある。「遂登封泰山，至於梁父，而後禪肅然」。封禪書のこの記載を受けて、班固は、「禪肅然」と字の如く『漢書』郊祀志・上に記し、『漢書』武帝紀には「遂登封泰山，至於梁父，然後升禪肅然」と記した。張晏は、「禪」が祭りを意味するものであると考えた。これはきわめて妥当である。服虔注が「禪」を壇としたのは誤りである。班固および後世の儒者は「禪」と「禪」の違いがわからず、ことごとく禪を禪とした。『漢書』異姓諸侯王表の「舜禹受禪」に、顏師古は「禪，古禪字」と注釈を施している。『漢書』蓋寬饒傳の「以爲寬饒指意欲求禪」にも、顏師古が「禪，古禪字」と注釈を施した。『漢書』眭弘傳の「禪以帝位」にも、顏師古が「禪，古禪字」と注釈を加えている。また、『後漢書』梁統列傳には、李賢が「禪，古禪字也」と注釈を加えている。これらはいずれも誤りである。『韻會』に「禪，『漢書』每作禪，後世遂多通用」とある。この悪い先例は班氏父子によって始められたことになる。『漢書』はもともと、古字古訓を十分に読めていないことが多く、これはその一例である。

壇は祭天の場所であり、盛り土をして築いた。ゆえに、そこから派生して祭りの意味をもつようになった。『莊子』山木に「爲壇乎郭門之外」という記述がある。陸徳明の『經典釋文』は、李熙注を引用して「祭也。禱之，故爲壇也」と述べている。ところで、古人の祭天は、先祖を合祀した。だからこそ、壇は先祖の祭りでもありえた。『廣雅』釋天には「壇，祭先祖也」とある。この字義によれば、壇はまた禪とも作りえた。したがって、新王莽玉牒の「封壇泰山」は、実際「封禪泰山」であった。その意味は「封祭泰山」あるいは「封祀泰山」であり、泰山で封壇して祭天を執りおこなったのである。これと、唐玄宗封天玉牒文にある「封祀岱嶽」という語句、宋真宗封天玉牒・玉冊文の「僉議大封」「虔脩封祀」という語句とは、まったく同じ意味である。

古代の封禪は、封礼と禪礼とがそれぞれ違う場所で挙行されたのみならず、対象となる神も異なっていた。封礼は泰山でおこない、昊天上帝を対象とした。禪礼は肅然か社首でおこなわれ、皇地祇を対象とした。そのため、告神玉牒は、その具体的な祭祀の内容を反映しているにすぎず、それぞれの対象の神に対して祭祀をおこなったのであり、封礼や禪礼の祭祀中に「封禪」と総称することはありえなかった。

封礼と禪礼

文献史料は古の封禪の次第について論及しており、封礼と禪礼とを区別している。『史記』封禪書の張守節・正義は、『五經通義』を引用して「易姓而王，致太平，必封泰山，禪梁父」と記す。封禪書は、秦始皇帝の封禪についても「自泰山陽至巔，立石頌秦始皇帝德，明其得封也。從陰道下，禪于梁父」と言及している。『漢書』武帝紀は「遂登封泰山，至於梁父，然後升禪肅然」と記す。『續漢書』祭祀志・上は、光武帝禪刻石文を引用して「是月辛卯，柴，登封泰山。甲午，禪于梁陰」と記す。いずれも封と禪とを分けて言っている。唐宋の封天玉牒・玉冊はすべて「封」のみを言い、「禪」まで言及していない。これを見れば、新王莽封禪玉牒にある「封禪泰山」の「禪」が「禪」と異なっていることは疑いない。

新室昌□。新室とは、王莽の立てた新王朝のことである。「昌」の下にある1字は、盛に近い意味で、かつ調和の取れた声調のものを求めると、「熾」字であったかもしれない。

劉向の『説苑』建本には「夫穀者，國家所以昌熾，士女所以姣好，禮儀所以行，而人心所以安也」とある。『漢書』王莽傳・下には「皇孫功崇公宗坐自畫容貌，被服天子衣冠，刻印三。一曰『維祉冠存己夏處南山臧薄水』，二曰『肅聖寶繼』，三曰『德封昌圖』。」とあり、顏師古は、蘇林

新室の昌盛 を引用して、「宗自言以德見封，當遂昌熾，受天下圖籍」と注釈を施す。これは、「新室昌熾」の意味が新室昌盛であり、それこそ封禪で祈り請うゆえんである。

歴代の封禪刻石および告神玉牒・玉冊文は同じ韻文が多いようであり、新王莽封禪玉牒も、残文から見て、韻を踏んだ文であった。古代の音によれば、「紀」「母」は之部に属する字で、「德」「熾」は職部の字であり、すなわち之部の入声であった。顧炎武、段玉裁、孔廣森、王念孫、江有誥、朱駿声、章炳麟の古音学は、どれも職部を之部に併せて入れてしまい、独立して分けていない。⁽³¹⁾「軌」「壽」「老」はいずれも幽部の字である。すべて、先頭のいくつかの言葉は之職で韻を統一させ、中間のいくつかの文は幽韻を用い、末尾のいくつかの文は先頭と同じく之韻を用いている。その用韻形式は抱韻に属している。

以上で述べたように、新の王莽封禪玉牒は、まさに泰山で封の祭祀をおこない、昊天上帝に祈りを告げるための礼器であった。それは、本来、封礼がおこなわれるとき、泰山に築かれた登封壇の石碑に秘蔵されるべきものであった。しかし、王莽の封禪が実現しなかったことにより、封禪玉牒は長安に留め置かれることになったのである。

F 封禪儀礼の変化

『管子』について言及したものとしては、『管子』が最も古い。『管子』は、長い時間をかけて複数の人の手によって編纂されたものだが、各篇が書物の体裁をなした時期に大きな差はなく、多くが戦国から前漢初年に編纂された。そのうち『封禪』の一篇は、かつて太史公の撰によって『史記』封禪書に収録された。唐代に散逸してしまったが、後にまた『史記』の内容に基づいて『管子』に移され、補填された。⁽³²⁾

『管子』封禪篇は、古代の封禪の歴史を古くまで遡らせている。

桓公既霸，會諸侯於葵丘，而欲封禪。管仲曰「古者封泰山，禪梁父者七十二家，而夷吾所記者十有二焉。昔無懷氏封泰山，禪云云。慮義封泰山，禪云云。神農封泰山，禪云云。炎帝封泰山，禪云云。黃帝封泰山，禪亭亭。顓頊封泰山，禪云云。帝嚳封泰山，禪云云。堯封泰山，禪云云。舜封泰山，禪云云。禹封泰山，禪會稽。湯封泰山，禪云云。周成王封泰山，禪社首。皆受命然後得封禪。」

これと類似した内容は、戦国時代以前に儒家と道家によっても言及されていた。『白虎通義』封禪は、「升泰山，觀易姓之王，可得而數者七十餘君」と、孔子の言葉を引用している。また、『續漢書』祭祀志・上の劉昭注は、「易姓而王，封於泰山，禪於梁父者，七十有二代」と、『莊子』を引用している。封禪儀礼の由来は遠い昔に遡るようである。

封禪の本質 封禪の本質は、天神および地神に対する祭礼である。これは、中国における自然崇拜、伝統祭祀に由来する。古人は、天を祭るのに盛り土をして壇を築き、地を祭るには土地を整えて壇を作った。したがって、封禪の儀礼と壇壝の風俗は、密接に関わる不可分なものであった。

これまでに発見された紀元前3千年紀以降の中国東部新石器時代の壇壝祭祀遺構を、後世の封禪制度の起源であると見なしても、それは行き過ぎた考えではない。なぜなら、壇壝遺構が反映する祭祀形式は封禪制度と共に通しているだけでなく、この種の祭祀形式が流行した地域も、封

禪が齊魯で発祥したとする伝統的な理解と符合するからである。この点は、すでに他の研究者も注意を向けている。⁽³⁴⁾ 新石器時代の壇壝遺構の発見により、先民の封禪儀礼の起源が非常に古くまで遡るとする理解に、有力な傍証が得られたことは疑いない。

秦代以降、封禪の大典を挙行した帝王は7人を数える。すなわち、秦の始皇帝、漢の武帝・光武帝、唐の高宗・武則天・玄宗、宋の真宗である。そのうち、武則天は嵩山で封禪をおこなったが、他の6人の帝王は、いずれも泰山で封禪をおこなった。封禪を計画しながらも実現しなかった者はさらに多い。

7人が挙行

漢の武帝は、封禪を繰り返しおこなったのみならず、秦の始皇帝の封禪が具体的な次第を秘されて伝わらなかったため、武帝の封禪の次第書が後世に最も大きな影響を与えた。『隋書』禮儀志・二に「秦始皇既黜儒生，而封太山，禪梁甫，其封事皆祕之，不可得而傳也。漢武帝頗采方士之言，造爲玉牒，而編以金繩，封廣九尺，高一丈二尺。光武中興，聿遵其故」とある。これに限らず、唐宋の封禪儀礼に関する次第も、武帝の例を範とするものが多かった。

漢 武 帝 禪

武帝の封禪の次第は、太史公の記載があるものの、甚だ簡単で、深く立ち入ることは難しい。『史記』封禪書は次のように記す。

四月，……天子至梁父，禮祠地主。乙卯，令侍中儒者皮弁薦紳，射牛行事。封泰山下東方，如郊祠太一之禮。封廣丈二尺，高九尺，其下則有玉牒書，書祕。禮畢，天子獨與侍中奉車子侯上泰山，亦有封。其事皆禁。明日，下陰道。丙辰，禪泰山下阤東北肅然山，如祭后土禮。天子皆親拜見，衣上黃而盡用樂焉。江淮間一茅三脊爲神籍。五色土益雜封。縱遠方奇獸蜚禽及雉諸物，頗以加禮。兕牛犀象之屬不用。皆至泰山然後去。

玉牒の制度についての言及はない。武帝の封禪に用いられた玉牒ではっきりしているのは、わずか1枚だけである。その玉牒は、泰山山頂の下の東方にあった封壇に封蔵され、玉牒文の内容は秘密にされた。禪祭で封蔵されたとは言及されていない。武帝が玉牒を封蔵した後に、また子侯と山に登って封をしたが、何を封蔵したのかはわからない。封祭を済ませた後で、祖先を祭る玉牒は祖廟に戻したに違いないが、史料に明確な記載はない。

後漢の光武帝の封禪は、はじめ武帝の旧壇で玉牒を封蔵しようとしたが、梁松が激しく反論した結果、廃案となった。⁽³⁶⁾ このとき、馬第伯が光武帝の隨行官員として封禪を直接経験し、同時に『封禪儀』を著した。これは応劭の『漢官儀』に採録されており、武帝がかつて封禪をおこなった場所についても言及がある。『續漢書』祭祀志・上の劉昭注は、次のように『封禪儀』を引用している。

後漢光武帝の封禪

⁽³⁷⁾ 早食上，晡後到天門。郭使者得銅物。銅物形状如鍾，又方柄有孔，莫能識也，疑封禪具也。得之者汝南召陵人，姓陽名通。東上一里餘，得木甲。木甲者，武帝時神也。東北百餘步，得封所，始皇立石及闕在南方，漢武在其北。二十餘步得北垂圓臺，高九尺，方圓三丈所，有兩陛。人不得從，上從東陛上。臺上有壇，方一丈二尺所，上有方石，四維有距石，四面有闕。鄉壇再拜謁，人多置錢物壇上，亦不掃除。國家上見之，則詔書所謂酢梨酸棗狼藉，散錢處數百，幣帛具，道是武帝封禪至泰山下，未及上，百官爲先上跪拜，置梨棗錢于道以求福，帛此也。東山名曰日觀，日觀者，鶴一鳴時，見日始欲出，長三丈所，秦觀者望見長安，吳觀者望見會稽，周觀者望見嵩山。北有石室。壇以南有玉盤，中有玉龜。

また『漢官儀』は次のように記す。

自下至古封禪處，凡四十里。山頂西岩爲千人石闕，東岩爲介邱，東南岩名曰觀（『初學記』地部・上の引用）。

封禪太山，鼎武帝封處，累其石，登壇，置玉牒書，封石此中，復封石檢（『藝文類聚』禮部・中の引用）。

『史記』封禪書の張守節・正義は、伍緝の『從征記』を引用して、「漢武帝封壇，廣丈三尺，高丈尺，下有玉錄書，以金銀爲鏤，封以璽」（會注考證本）と記す。『漢書』武帝紀の顏師古注は、應劭を引用して「武帝封廣丈二尺，高九尺，其下則有牒書，祕」⁽³⁸⁾と記す。『後漢書』張純傳の李賢注には「武帝元封元年『封禪儀』『令侍中皮辯，搢紳射牛行事。封廣丈二，高九尺，有玉牒書，書祕，其事皆禁。』」とある。記述内容はおおむね同じである。

秦始皇帝と漢武帝の封禪の意義は、仙人と出会い、不死となることであった。ゆえに、典礼中の最も重要な部分は秘密裏に進行され、後人の知るところは甚だ少ない。後漢の光武帝は、はじめ徳が薄いとして封禪をおこなわなかった。その後、「赤劉之九，會命岱宗」という讖文を読み、ついに封禪をおこなって、天の敬意を賜り、図書の瑞兆を授かったが、神仙世界への昇天を求めたわけではなかった。そのため、全過程とも、群臣が列する状況下で公開して進められた。それでもなお、光武帝の封禪儀礼は武帝元封の故事に倣ったものであり、『續漢書』祭祀志・上に記された儀礼用具の詳細を見れば、制度を継承していることは明らかである。

『旧唐書』禮儀志・一には「又漢建武中封禪，用元封時故事，封泰山于圓臺上，四面皆立石闕，并高五丈。有方石再累，藏玉牒書。石檢十枚，于四邊檢之，東西各三，南北各二。外設石封，高九尺，上加石蓋。周設石距十八，如碑之狀，去壇二步，其下石跗入地數尺」と記す。この記載により、光武帝の封禪を通じて、漢武帝の封禪儀礼の映像がかすかに見えてくる。『續漢書』祭祀志によれば、光武帝は、封禪に際して泰山に壇を築き、壇の中に四角い石を使って石礎をしつらえた。また、神に祈りを告げるための玉牒は、長さ1尺3寸、厚さ・幅ともに5寸で、金鏤・石檢・金泥・玉璽で玉牒を封し、石礎に置かれた。詳細な長さや形態は、いずれも前漢代におこなわれた儀礼に倣っている。

2枚の玉牒 後漢光武帝の封禪では、2枚の玉牒が用いられたと考えられる。一つは祭天用で、もう一つは先祖祭祀用であった。これは、『書經』堯典に見える、泰山で柴祭をおこなった後で祖廟に帰り至る古い制度と一致する。『續漢書』祭祀志・上は次のように記す。

二十二日辛卯晨，燎祭天於泰山下南方，羣神皆從，用樂如南郊。諸王、王者後二公、孔子後襄成君，皆助祭位事也。事畢，將升封。或曰「泰山雖已從食於柴祭，今親升告功，宜有禮祭。」於是使謁者以一特牲於常祠泰山處，告祠泰山，如親耕、駟劉、先祠、先農、先虞故事。至食時，御輦登山，日中後到山上更衣，早晡時鼎位于壇，北面。羣臣以次陳後，西上，畢位升壇。尚書令奉玉牒檢，皇帝以寸二分璽親封之，訖，太常命人發壇上石，尚書令藏玉牒已，復石覆訖，尚書令以五寸印封石檢。事畢，皇帝再拜，羣臣稱萬歲。命人立所刻石碑，乃復道下。

二十五日甲午，禪，祭地于梁陰，以高后配，山川羣臣從，如元始中北郊故事。

四月己卯，大赦天下，以建武三十二年爲建武中元元年，復博，奉高，贏勿出元年租、芻藁。以吉日刻玉牒書函藏金匱，璽印封之。乙酉，使太尉行事，以特告至高廟。太尉奉匱以告高廟，藏于廟室西壁石室高主室之下。

この記載から、光武帝の封禅は、告天神玉牒を泰山上の封壇の石礎に封蔵し、告祖玉牒は金匱に納めて祖廟に蔵したことがわかる。注意が必要なのは、封禅に用いた告神玉牒と告祖玉牒とは、製作が同時でなかったことである。告神玉牒は、封禅大典の前にできあがっている必要があったのに対し、告祖玉牒は封禅の後でつくられた。

唐の貞觀初頭に、房玄齡、魏征らが隋の儀礼を修正して、『貞觀禮』を著した。しかし、封禅の次第書は簡略だったので、ついに中書令の楊師道と多くの議案を広く採集して奏上し、これを礼に加えた。『新唐書』禮樂志・四は記す。

爲壇於泰山下，祀昊天上帝。壇之廣十二丈，高丈二尺。玉牒長一尺三寸，廣、厚五寸。玉檢如之，厚減三寸。其印齒如壘，纏以金繩五周。玉策四，皆長一尺三寸，廣寸五分，厚五分，每策皆五簡，聯以金。昊天上帝配以太祖，皇地祇配以高祖。已祀而歸格于廟，盛以金匱。匱高六寸、廣足容之、制如表函、纏以金繩、封以金泥、印以受命之玉壘。而玉牒藏于山上，以方石三枚爲再累，纏以金繩，封以石泥，印以受命之壘。其山上之圓壇，土以五色，高九尺，廣五丈，四面爲一階。天子升自南階，而封玉牒。已封，而加以土，築爲壇，高一丈二尺，廣二丈。其禪社首亦如之。

次に見る『旧唐書』禮儀志・三の記事はやや詳細である。

其議昊天上帝壇曰「將封先祭，義在告神，且備謁敬之儀，方展慶成之禮。固當于壇下陞，預申齊潔。贊饗已畢，然後登封。既表重慎之深，兼示行事有漸。今請祭於泰山下，設壇以祀上帝，以景皇帝配享。壇長一十二丈，高一丈二尺。」

又議制玉牒曰「……今請玉牒長一尺三寸，廣厚各五寸。玉檢厚二寸，長短闊狹一如玉牒。其印齒請隨壘大小，仍纏以金繩五周。」

又議玉策曰「封禪之祭，嚴配作主，皆奠玉策，肅奉虔誠。今玉策四枚，各長一尺三寸，廣一寸五分，厚五分。每策五簡，俱以金編。其一奠上帝，一奠太祖坐，一奠皇地祇，一奠高祖坐。」

又議金匱曰「登配之策，盛以金匱，歸格藝祖之廟室。今請長短令容玉策，高廣各六寸。形制如今之表函。纏以金繩，封以金泥，印以受命壘。」

又議方石再累曰「舊藏玉牒，止用石函，亦猶盛書篋笥，所以或呼石篋。今請方石三枚，以爲再累。其十枚石檢，刻方石四邊而立之。纏以金繩，封以石泥，印以受命壘。」

又議泰山上圓壇曰「四出開道，壇場通議，南面入升，於事爲允。今請介丘上圓壇廣五丈，高九尺，用五色土加之。四面各段一階。御位在壇南，升自南階，而就上封玉牒。」

又議圓壇上土封曰「凡言封者，皆是積土之名。利建分封，亦以班社立號。謂之封禪，厥義可知。今請于圓壇之上，安置方石，壘纏既畢，加土築以爲封。高一丈二尺，而廣二丈，以五色土益封，玉牒藏于其内。祀禪之土，其封制亦同此。」

この記述を見ると、唐初の封禪制度は、漢武帝の旧制からなお脱していなかったようである。登封の前に封祀の壇を設けて昊天上帝を祭る制度も、武帝の明堂を建てる祭祀に起源をもつ。『漢書』武帝紀には「夏四月癸卯，上還，登封泰山，降坐明堂」という記述がみられるが、顏師古は、臣瓚を引用して「『郊祀志』『初，天子封泰山，泰山東北迹古時有明堂處。』則此所坐者也。明年秋，乃作明堂耳」と注釈を加えている。また、『史記』封禪書は次のように記す。

初，天子封泰山，泰山東北阤古時有明堂處，處險不敞。上欲治明堂奉高旁，未曉其制度。

濟南人公玉帶上黃帝時明堂圖。明堂圖中有一殿，四面無壁，以茅蓋，通水圜宮垣，爲復道，上有樓，從西南入，命曰昆侖，天子從之入，以拜祠上帝焉。於是上令奉高作明堂汶上，如帶圖。及五年脩封，則祠太一，五帝於明堂上坐，令高皇帝祠坐對之。祠后土於下房，以二十太牢。天子從昆侖道入，始拜明堂如郊禮。禮畢，燎堂下。而上又上泰山，自有祕祠其巔。

これは、武帝が元封5年（前106）に封禪をおこなった際、登封に先立ち、明堂において天神太一および五帝を祭ったことを述べている。

隋の明堂 隋の文帝は、開皇15年（595）、東方へ巡狩に赴き、封禪には及ばなかったものの、漢代の制度を継承して、南郊のように明堂を封壇に変えた。⁽³⁹⁾ 唐に至っても、隋礼によって封祀壇を築いたが、実は、これは漢代の制度と連なっている。王先謙は、『漢書補注』で「吳仁傑曰『明堂者，壇也。』『司儀職』曰『將會諸侯則命爲壇，三成。』鄭康成曰『成猶重也。三重者，自下差之爲上等，中等，下等。』」と記す。『爾雅』釋丘には、「丘，一成爲敦丘，再成爲陶丘，再成銳上爲融丘，三成爲昆侖丘」と見える。古の明堂は昆侖というだけでなく、その中でも復道は昆侖道といった。『爾雅』の記載内容から、明堂は本来3段からなる壇であり、その壇がすなわち昆侖であったと考えられる。⁽⁴⁰⁾ 『旧唐書』禮儀志・三は、唐の高宗が乾封元年（666）におこなった封禪の次第について、「有司於太嶽南四里爲圓壇，三成，十二階，如圓丘之制」と詳述している。つまり、登封前に泰山の下で昊天上帝を祭る封祀壇は、3段からなる円壇だったのである、これは武帝が建てた古の明堂の制度と一致する。

明堂の機能 古代の明堂の機能は複雑だが、最も重要なものは天神を祭る祭場としての機能であった。古においては、円丘で天を祭った。明堂の3段からなる円壇の制度は圓丘と等しく、形態・構造ともに古の制と一致する。明堂は太室とも呼ばれた。『孝經援神契』は「明堂之制，東西九筵，長九尺也。明堂東西八十一尺，南北六十三尺，故謂之太室」と記す。『隋書』牛弘傳は、蔡邕が明堂を論じているくだりを引用して、「明堂者，所以宗祀其祖以配上帝也。……東曰青陽，南曰明堂，西曰總章，北曰玄堂，內曰太室」と述べている。「太室」はもともと「大室」と作った。西周の金文は「天室」と作る。天室とは、天を祭る部屋のことである。これは名称と一致する。明堂は、また郊外にあった。『大戴禮記』明堂に「明堂者，古有之也。在近郊，近郊三十里」とある。また西周の何尊の銘文には「唯王初遷宅于成周，復稟武王禮福自天」、德方鼎の銘文には「唯三月王在成周，延武王福自嵩（郊）」と記されている。両文を照らし合わせながらと読むと、郊祭とはすなわち圓丘祭天のことであり、祭場は都城の南郊外にあった。この地望はまさしく符合する。

明堂と圓丘 古は明堂で天神太一を祭り、圓丘で天神の郊祭を執りおこなった。『孝經』聖治には「昔者周公郊祀后稷以配天，宗祀文王於明堂以配上帝」とある。圓丘は郊外にあり、上帝とはすなわち天の至上神であって、郊祀と明堂は、古において本来同源であったことが知られる。漢武帝が明堂に参拝することを郊礼というように、二つの祭祀は同じものであった。祭祀と儀礼との一体である。これに准ずれば、唐宋の封禪儀礼は過去の明堂の制度を継承して、登封に先立ち、天神上帝を祭ったことになる。

唐宋の封禪制度には、次に述べるような変化があったものの、玉牒の形態は漢代の旧制となお差異がなかった。違いといえば、封藏儀礼の道具に元来の登封玉牒だけでなく、告神玉冊が加わったことである。『貞觀禮』によれば、そのときには天神と地神の先祖も1名ずつ合祀されたので、告神玉冊は合計4枚あった。各冊とも5簡あり、金繩で綴られていた。封禪に際して、玉牒

は泰山山上にある圜壇の五色土の下に封藏されたが、4枚の玉冊は、泰山の下にある封祀壇で昊天上帝を祭り、社首山の降禪壇で皇地祇を祭る際に、正坐と配坐に献納した。そのうち、正坐に献納した告祭昊天上帝および皇地祇の玉冊2枚は、祭りの後に、封祀壇と降禪壇に封藏された。配坐に献納した告祭祖先用の残り2枚の玉冊は、封禪の後で金匱に納め、祖廟に改めて献じた。これらの儀礼道具は、封禪の大典が挙行される前に完成していなければならなかった。

唐の高宗は、顯慶年間(656~661)、長孫無忌に命じて、『貞觀禮』を編纂して『顯慶禮』を作らしめた。これにより、封禪制度にまた変化が起こった。麟德2年(665)2月、高宗は再び、礼官・博士に対して、封禪の次第書を選定するように詔を発した。⁽⁴²⁾『新唐書』禮樂志・四は、唐高宗の封禪について、次のように記載する。

高宗乾封元年封泰山爲圓壇山南四里如圓丘，三壇，壇上飾以青，四方如其色，號封祀壇。玉策三，以玉爲簡，長一尺二寸，廣一寸二分，厚三分，刻而金文。玉匱一，長一尺三寸，以藏上帝之冊。金匱二，以藏配帝之冊。纏以金繩五周，金泥，玉璽，璽方一寸二分，文如受命璽。石礎以方石再累，皆方五尺，厚一尺，刻方其中以容玉匱。礎旁施檢，刻深三寸三分，闊一尺，當繩刻深三分，闊一寸五分。石檢十枚，以檢石礎，皆長三尺，闊一尺，厚七分。印齒三道，皆深四寸，當璽方五寸，當繩闊一寸五分。檢立於礎旁，南方北方皆三，東方西方皆二，去礎隅皆一尺。礎纏以金繩五周，封以石泥。距石十二，分距礎隅，皆再累，皆闊二尺，長一丈，斜刻其首，令與礎隅相應。又爲壇于山上，廣五丈，高九尺，四出陛，一壇，號登封壇。玉牒、玉檢、石礎、石距、玉匱、石檢皆如之。爲降禪壇于社首山上，八隅、一成，八陛如方丘，三壇。上飾以黃，四方如其色，其餘皆如登封。……

是歲正月，天子祀昊天上帝于山下之封祀壇，以高祖、太宗配，如圓丘之禮。親封玉冊，置石礎，聚五色土封之，徑一丈二尺，高九尺。已事，升山。明日，又封玉冊于登封壇。又明日，⁽⁴³⁾祀皇地祇于社首山之降禪壇，如方丘之禮，以太穆皇后、文德皇后配。

この儀礼によれば、玉牒はやはり泰山山上の登封壇に封藏された。2枚の告神玉冊は玉匱に納め、封祀壇および降禪壇に分けて封藏された。他の4枚の告祖玉冊は金匱に納めて持ち帰り、祖廟に献じた。数こそ違うものの、儀礼用具の内容はすべて封禪典礼の制度と等しい。

唐の玄宗は、開元年間(713~741)、徐堅、李銳、肅嵩らに対して、『顯慶禮』を再び編纂して『開元禮』を作るよう命じた。封禪制度は変更され、後に張説、徐堅、韋縚、康子元、侯行果らと礼官に対して、集賢書院で次第書を選定・刊行するように詔を出した。⁽⁴⁴⁾『旧唐書』禮儀志・三に、玄宗の開元年間の封禪について、次のような記述がある。

十三年十一月丙戌，至泰山，去山趾五里，西去社首山三里。丁亥，玄宗服袞冕于行宮，致齊於供帳前殿。己丑，日南至，大備法駕，至山下。玄宗御馬而登，侍臣從。先是玄宗以靈山請潔，不欲多人上，欲初獻于山上壇行事，亞獻，終獻於山下壇行事。因召禮官學士賀知章等入講儀注，原問之，知章等奏曰「昊天上帝，君位。五方時帝，臣位。帝號雖同，而君臣異位。陛下享君位於山上，羣臣祀臣位于山下，誠足以垂範來葉，爲變禮之大者也。禮成於三，初獻，亞，終，合於一處。」玄宗曰「朕正欲如是，故問卿耳。」於是敕三獻於山上行事，其五方帝及諸神坐于山下壇行事。……

庚寅，祀昊天上帝于山上封臺之前壇，高祖神堯皇帝配享焉。……山上作圓臺，四階，謂之封壇。⁽⁴⁴⁾臺上有方石再累，謂之石礎。玉牒、玉策，刻玉填金爲字，各盛以玉匱，束以金繩，封

唐の高宗
封禪

唐の玄宗
封禪

以金泥，皇帝以受命寶印之。納二玉置於礮中，金泥礮際，以「天下同文」之印封之。壇東南爲燎壇，積柴其上。皇帝就望燎位，火發，羣臣稱萬歲，傳呼下山下，聲動天地。……

辛卯，享皇地祇于社首之泰折壇，睿宗大聖貞皇帝配祀。五色雲見，日重輪。藏玉策于石礮，如封壇之儀。

これと、次に記した『新唐書』禮儀志・四の内容は、互いに補完しあう。

玄宗開元十二年，四方治定，歲屢豐稔，羣臣多言封禪，中書令張說又固請，乃下制以十三年有事泰山。於是說與右散騎常侍徐堅、太常少卿韋縚、祕書少監康子元、國子博士侯行果刊定儀注。立圓臺於山上，廣五丈，高九尺，土色各依其方。又於圓臺上起方壇，廣一丈二尺，高九尺，其壇臺四面爲一階。又積柴爲燎壇於圓臺之東南，量地之宜，柴高一丈二尺，方一丈，開上，南出戶六尺。又爲圓壇於山下，三成、十二階，如圓丘之制。又積柴於壇南爲燎壇，如山上。又爲玉冊、玉置、石礮，皆如高宗之制。玄宗初以謂升中於嵩山，精享也，不可誼譁。欲使亞獻已下皆行禮山下壇，召禮官講義。學士賀知章等言「昊天上帝，君也。五方精帝，臣也。陛下享君於上，羣臣祀臣於下，可謂變禮之中。然禮成於三。亞、終之獻，不可異也」。於是三獻皆升山，而五方帝及諸神皆祭山下壇。……

其登山也，爲大次於中道，止休三刻而後升。其已祭燔燎，侍中前跪稱「具官臣某言，請封玉冊。」皇帝升自南陛，北向立。太尉進昊天上帝神坐前，跪取玉冊，置於案以進。皇帝受玉冊，跪內之玉置，纏以金繩，封以金泥。侍中取受命寶跪以進。皇帝取寶以印玉置，侍中受寶，以授符寶郎。太尉進，皇帝跪捧玉置授太尉，太尉退，復位。太常卿前奏「請再拜。」皇帝再拜，退入于次。太尉奉玉置之案於石礮南，北向立。執事者發石蓋，太尉奉玉置，跪藏於石礮內。執事者覆石蓋，檢以石檢，纏以金繩，封以石泥，以玉寶偏印，引降復位。帥執事者以石距封固，又以五色土圓封。其配坐玉牒封於金置，皆如封玉置。太尉奉金置從降，俱復位。以金置內太廟，藏於高祖神堯皇帝之石室。其禪于社首，皆如方丘之禮。

両文を照らし合わせながら読むと、歐陽脩のいわゆる金置に封藏した玉牒が、実は祖坐に帰る玉牒を指していることがわかる。玄宗が封禪の次第を簡略化したにもかかわらず、祭天玉牒を玉置に納めて泰山山上の登封殿の石礮に封藏するだけでなく、封藏するものには正坐の昊天上帝位に献上する玉冊と、配坐の唐高祖に献上する玉冊があったのである。後者の玉冊は金置に納めて、祖廟まで持ち帰った。宋真宗の大中祥符元年（1008）の封禪になると、唐玄宗の制度を継承し、次第書にもあまり大きく手を加えていない。⁽⁴⁵⁾しかし、封禪の祭祀、正坐ないし配坐に献じる祭祀においても、玉牒玉冊は同様に事前に完成していた

古今の封禪礼制には、文華と質朴の違いがある。前期は質朴を尊び、後期は華やかな傾向があった。『旧唐書』禮儀志・三は「古今典制，文質不同，至於制度，隨世代沿革，唯祀天地，獨不改張，斯乃自處於厚，奉天以薄。又今封禪，帛用玉牒金繩，器物之間，復有瓦樽秸席，一字行禮，文質頓乖，駁而不倫，深爲未愜。其封祀、降禪所設上帝、后土位，先設稟秸、瓦甌、瓢杯等物，並宜改用緇襦疊爵，每事從文」と記す。封禪の本質は、壇壝で天地を祭ることであった。先人の用いた資材は質朴であり、天地の性を合わせるその概念は後世の祖となった。それゆえに壇壝は簡素であった。

古代における郊祭も明堂の祭天も、3段から成る圜丘を築いたが、これもまた広義の封禪文化に属する。だからこそ、漢武帝の明堂は四面に壁がなく、上屋には茅を葺くなど、簡素な構造で

あった。『呂氏春秋』召類には「故明堂茅茨蒿柱，土階三等，以見節約」とある。『淮南子』本經訓は、「是故古者明堂之制，下之湿润弗能及，上之霧露弗能入，四方之風弗能襲。土事不文，木工不斲，金器不鍛，衣無隅差之削，冠無觚贏之理，堂大足以周旋理文，靜潔足以享上帝，禮鬼神，以示民知儉節」と記す。『禮記』郊特性は「郊之祭也，……掃地而祭，於其質也。器用陶匏，以象天地之性也」と記す。また、『續漢書』祭祀志・上で劉昭は、袁宏が封禪を論じたのを引用して、「天地易簡，其禮尚質，故藉用白茅，貴其誠素，器用陶匏，取其易從。然封禪之禮，簡易可也」と注釈している。祭天において質朴を尊ぶのは古の伝統であり、それゆえに早期の封禪の次第や道具は質朴であることを好んだ。

封禪儀礼の道具には、質朴から文華への転換が見られるのみならず、同時に簡素から繁縝への変化もあった。秦漢の時代の封禪は、玉牒を用いて天神や祖先に報告をおこなった。しかし、告天玉牒と告祖玉牒の制度は異なっており、製作にも前後があった。唐宋の時代は、封禪告天玉牒は昔のものが受け継がれたものの、祭天儀礼の道具は玉牒から発展して玉冊が派生し、禪地玉冊も封天玉冊と一緒に出現した。玉牒と玉冊はともに捧げられ、製作も同時であった。王先謙の『後漢書集解』第七は、「前世封禪，有得封不得封之別，故金匱告廟，既得封而後刻玉紀之，不敢誣其先，猶昭鄭重也。自唐以下，易稟秸以文錦，去匏瓦而尊罍，踵事增華，帝封後禪，金匱玉策，皆預爲之矣」と黄山を引用して述べているが、妥当な論である。したがって、古制によると、王莽が封禪を実現していないならば、祖廟に報告するための玉牒が未完成なのは自然であり、この新王莽封禪玉牒は、封祭告天のために作られた儀礼用具であった可能性以外は考えられないことになる。

G おわりに

新王莽封禪玉牒は桂宮から出土した。その原因について推測してみたい。

『漢書』王莽傳によれば、王莽は、始建国5年（後13）、天鳳元年（後14）および7年（後20）と再三、封禪について協議している。しかし、そのたびに延期され、ついに実現には至らなかつた。このことから、始建国5年の前に封禪玉牒は完成していたことが窺える。王莽の封禪に対する意欲は失われず、また牒文は秘密で公開しない古制により、玉牒は王莽によって秘蔵されていたに違いない。

封禪玉牒は
王莽が秘蔵

『續漢書』祭祀志・上の劉昭注は、『封禪儀』を引用しながら、光武帝の封禪について次のように述べている。「馬第伯自云，某等七十人先之山虞，……入其幕府，觀治石。石二枚，狀博平，圓九尺，此壇上石也。其一石，武帝時石也。時用五車不能上也，因置山下爲屋，號五車石。四維距石長丈二〔尺〕，廣二尺，厚尺半所，四枚。檢石長三尺，廣六寸，狀如封篋。長檢十枚。一紀號石，高丈二尺，廣三尺，厚尺二寸，名曰立石。一枚刻文字，紀功德」。その中で玉牒を封藏した記述だけが見られない。これは、光武帝自らが玉牒を藏したことの傍証にもなりうる。『續漢書』祭祀志・上に見られる「書祕刻方石中，命容玉牒」の記載からも、玉牒書が秘かに刻まれ、皇帝が自ら管理するものであったことがわかる。

王莽が封禪を実現していない状況では、玉牒が長安で保管されて当然である。『漢書』王莽傳には、「平帝疾，莽作策，請命於泰疇，戴璧秉珪，願以身代。藏策金縢，置于前殿，敕諸公勿敢言。

……又聞漢兵言，莽鳩殺孝平帝。莽乃會公卿以下於王路堂，開所爲平帝請命金縢之策，泣以視羣臣」とある。つまり、王莽は、『書經』周書・金縢の故事に倣って、武王の延命を祈願した周公を表い、藏策金縢を未央宮前殿に置いた。したがって、この宮殿に再び封禪玉牒を置くことは不可能である。

ところで、王莽は未央宮を寿成室と改めたが、『三輔黃圖』によれば、未央宮にはもともと萬歳殿もあった。これらの宮名や殿名は、みな封禪儀礼用具と相容れるようである。なおかつ『三輔黃圖』によれば、桂宮には紫房復道があり、未央宮に通じていた。⁽⁴⁶⁾ 封禪玉牒は、兵乱の際に、儀礼用具を移している最中、桂宮に遺棄されたのかもしれない。しかし、王莽の末年、後漢軍は長安城東北の宣平門より入り、王莽はついに前殿から椒除を南下して、白虎門から西へ出た。未央宮西南の漸台を避けてるので、もしも儀礼用具が王莽に従って移動していたのであれば、北へ向かったことはありえず、桂宮で落とした可能性は低くなる。よって、この封禪玉牒は桂宮で保管されていたものと推測されるのである。

桂宮は未央宮の北にあり、漢長安城宮殿区の西北に位置した。后天八卦の方位によれば、西北は乾の方位に当たり、乾は天位と合う。つまりは、封禪で天を祭る方位と符合する。封禪祭天の器物をこの方位に置いたとすれば、伝統的な天数観念と符合するだけでなく、同時に、もっぱら古制に倣い、易数を尊ぶ王莽の習慣・心理とも合うことは明らかである。

以上のように、新王莽封禪玉牒は、本来、桂宮北部のいざれかの殿室で保管されていたと考えられる。その後、地皇4年（後23）10月に長安城は陥落し、王莽は未央宮漸台において後漢軍に殺された。そして、桂宮所蔵の封禪用器物も、同時に戦火に遭って壊されたのである。

(1) 王莽は国号を新と称したが、名称を変えることは甚だ多かった。たとえば新室、新家、黃室、新成、薪世、あるいはたんに薪と称した。陳直『漢書新證』天津人民出版社、1979年を参照。

(2) 『漢書』王莽傳・下を参照。

(3) 『續漢書』祭祀志・上の劉昭注で引用された『風俗通義』に、作二丈一尺とある。

(4) 『風俗通義』正失にも文が見られる。「封者，立石高一丈二赤，剋之曰『事天以禮，立身以義，事文以孝，成民以仁。四守之内，莫不爲郡縣，四夷八蠻，咸來貢職，與天無極。人民蕃息，天祿永得』」。しかし、どの代のものなのは記されていない。『後漢書』劉昭注は漢武帝の刻石文、『通典』卷十四に引用された『晉太康郡國志』は秦の始皇帝刻石文であるとそれぞれ考えた。一方、顧炎武は、武帝の封禪のときは泰山に石を立てただけで、文字はなかったとしている（『日知録』卷三一・泰山立石を参照）。また、始皇帝刻石は三句一韻で、十二韻をなし、属する辞の形態がこれとは異なる。

『史記』秦始皇本紀について、張守節・正義は、『晉太康地紀』を引用して「壇高三尺，階三等，而樹石太山之上，高三尺一尺，廣三尺，秦之刻石也」と記す。大きさから考えるに、これは秦の刻石であることがわかる。二世胡亥が即位して、即刻、始皇帝の石碑が立てられ、新旧の文が併存している。これは、『史記』秦始皇本紀、『漢書』郊祀志および顏師古注、『金薤琳琅』跋秦峰山刻石の記載によって明らかである。ゆえに、王利器は、これが秦二世によって刻まれたものであると考えた。この説は『風俗通義校注』中華書局、1981年に見られる。

(5) 『旧唐書』禮儀志・三を参照。

(6) 『漢書』郊祀志・下に「成帝初即位，丞相衡，御史大夫譚奏言『帝王之事莫大乎承天之序，承天之序莫重於郊祀，故聖王盡心極慮以建其制。祭天於南郊，就陽之義也。瘞地於北郊，即陰之象也。天之於天子也，因其新都而各饗焉。往者，孝武皇帝居甘泉宮，即於雲陽立泰疇，祭於宮南。今行常幸長安，郊見皇天反北之泰陰，祠后土反東之少陽，事與古制殊。……宜於長安定南北郊，爲萬世基』」とある。また、「後成都侯王商爲大司馬衛將軍輔政，杜鄴說商曰『……今甘泉，河東天地郊祀，咸失方位，違陰陽之宜。……宜如異時公卿之議，復還長安南北郊。』」とも見える。

- (7) 『漢書』郊祀志・下に次の記載がある。「平帝元始五年，大司馬王莽奏言『……孝武皇帝祠雍』，曰『今上帝朕親郊，而后土無祠，則禮不答也。』於是元鼎四年十一月甲子始立后土祠於汾陰。或曰，五帝，泰一之佐，宜立泰一。五年十一月癸未始立泰一祠於甘泉，二歲一郊，與雍更祠，亦以高祖配，不歲事天，皆未應古制。……臣謹與太師孔光，長樂少府平晏，大司農左咸，中壘校尉劉歆，太中大夫朱陽，博士薛順、議郎國由等六十七人議，皆曰宜如建始時丞相衡等議，復長安南北郊如故。』また『續漢書』祭祀志・上の劉昭注は次のように記す。『黃圖』「載元始儀最悉，曰『元始四年，宰衡莽奏曰『帝王之義，莫大承天，承天之序，莫重於郊祀。……甘泉太陰，河東少陽，咸失闕位，不合禮制。……』於是定郊祀，祀長安南北郊，罷甘泉、河東祀』」。
- (8) 『北堂書鈔』設官部は、漢官儀を引用して「建武三十二年，車駕東巡狩。二月二十二日，祭上，日中到山，禮畢，羣臣稱萬歲。有頃，詔百官以次下。明，問起居。二十四日，發，至梁父九十里，夕、牲。二十五日，禪祭于梁陰。陽者祭天，陰者祭地。始元舊禮，以高帝配天，高后配地」と記す。
- (9) 『史記』秦始皇本紀の裴駟・集解は、服虔注を引用して「禪，闡廣土地也」と記述する。また、臣瓚を引用して、「古者聖王封泰山，禪亭亭或梁父，皆泰山下小山。除地爲壇，祭于梁父。後改『壇』曰『禪』」と記す。
- (10) 併せて『史記』孝武本紀、『漢書』郊祀志・上も参照。
- (11) 『宋史』禮志・七を参照。
- (12) 那志良「唐玄宗、宋真宗的禪地祇玉冊」『故宮文物月刊』第9卷第10期、1992年。
- (13) 隋文帝の仁寿元年(601)冬至に、南郊で祭祀をおこなって、昊天上帝及び五方天帝位を安置し、また壇上において、封禪儀礼のように執りおこなった。その告神玉版の内容は、封禪玉牒、玉牒とも共通点が多い。『隋書』礼儀志一を参照。
- (14) 併せて『漢書』郊祀志・上を参照。
- (15) 『北堂書鈔』設官部は、『漢官儀』を引用して「建武三十二年，車駕東巡狩。二月二十二日，祭上，日中到山。禮畢，羣臣稱萬歲」と記す。
- (16) 『旧唐書』禮儀志・三に「又詔名封禪壇爲舞鶴臺，介丘壇爲萬歲臺，降禪壇爲景雲臺，以紀當時所見之瑞焉」とある。
- (17) 『新唐書』則天皇后本紀に「天冊萬歲元年正月辛巳，……改元證聖。大赦，賜酺三日。……九月甲寅，祀南郊。加號天冊金輪大聖皇帝。大赦，改元，賜酺九日。……萬歲通天元年臘月甲戌，如神嶽。甲申，封于神岳。改元曰萬歲登封。……三月……丁巳，復作明堂，改曰通天宮。大赦，改元，賜酺七日」とある。
- (18) 『史記』秦始皇本紀・封禪書、『漢書』郊祀志・上を参照。
- (19) 『漢書』武帝紀に「詔曰『朕以眇身承至尊，兢兢焉惟德菲薄，不明于禮樂，故用事八神。……遂登封泰山，至於梁父，然後升禮肅然。』」とある。顏師古注は、孟康を引用して「王者功成治定，告成功於天」、また服虔注を引用して「增天之高，歸功於天」と記す。
- (20) 『續漢書』祭祀志・上の劉昭注は、『東觀書』を引用して太尉趙憲が上奏したことを記載する。
- (21) 『續漢書』祭祀志・上に「建武三十年二月，羣臣上言，帛位三十年，宜封禪泰山。詔書曰『帛位三十年，百姓怨氣滿腹，吾誰欺，欺天乎。曾謂泰山不如林放，何事汙七十二代之編錄。恒公欲封，管仲非之。若郡縣遠遣吏上壽，盛稱虛美，必髡，兼令屯田。』從此羣臣不敢復言」とある。劉昭注は、『東觀書』を引用して、「羣臣奏言『……陛下輒拒絕不許，臣下不敢頌功述德業。……』上曰『至泰山乃復議，國家德薄，宰異仍至，圖讖蓋如此。今予末小子，巡祭封禪，德薄而任重。』」と記す。
- (22) もともと「黃初」とある。盧弼『三國志』集解は、『高堂隆傳』を根拠に、「黃初」は「太和」に改めるべきであるとする。
- (23) 『晉書』禮志・下に次の記載がある。「及武帝平吳，混一區宇，太康元年九月庚寅，尚書令衛瓘、尚書左僕射山濤、右僕射魏舒、尚書劉寔、司空張華等奏曰『……立德濟世，揮揚仁風，以登封泰山者七十有四家，……宜宣大典，禮中嶽，封泰山，禪梁父，發德號，明至尊，享天休，篤黎庶……』詔曰『……此盛德之事，所未議也。』……瓘等又奏曰『……濟兆庶之功者，必有盛德之容，告成之典。……陛下之德，合同四海，迹古考今，宜脩此禮。……今陛下勳高百王，德無與二，茂績宏規，巍巍之業，固非臣等所能究論……』王公有司又奏『……文王爲西伯以服事殷，周公以魯藩列于諸侯，或享于岐山，或有事泰山，徒以聖德，猶得爲其事。』」。
- (24) 『隋書』禮儀志・二を参照。
- (25) 『旧唐書』禮儀志・三に「自古受命而王者，曷嘗不封泰山，禪梁父，答厚德，告成功」とある。

- (26) 併せて『後漢書』光武帝紀・上を参照。文に小異がある。
- (27) 『漢書』王莽傳・上を参照。
- (28) 『史記』秦始皇本紀・封禪書を参照。
- (29) 『史記』封禪書を参照。『漢書』郊祀志・下は「益寿、延壽館」と作る。梁玉繩『史記志疑』卷六は『史記』の例が妥当ではないと考えた。これについては多少議論がなされた。陳直『漢書新證』天津人民出版社、1979年を参照。
- (30) 『史記』封禪書の司馬貞・索隱に引用された『漢武故事』を参照。
- (31) 顧炎武『音學五書』中華書局、1982年。段玉裁『六書音均表』經韵楼刻本。孔廣森『詩聲類』中華書局、1983年。王引之『經義述聞』卷三一、江蘇古籍出版社、1985年。江有誥『二十一部韵譜』。朱駿聲『古今韵備』臨嘯閣刻本。章炳麟『二十三部音備』張氏叢書本を参照。
- (32) 『史記』封禪書の司馬貞・索隱を参照。『管子』封禪・尹知章注に「元篇亡、今以司馬遷『封禪書』所載管子言以補之」とある。
- (33) 『韓詩外傳』に「孔子升泰山、觀易姓之王、事得而數者七十餘氏、不可得而數者萬數」とある。『太平御覽』は、『漢完儀』を引用して「孔子稱封泰山、禪梁父、可得而數者七十有二」とある。
- (34) 凌純聲「北平的封禪文化」『中央研究院民族學研究所集刊』第16期、1963年。鄧淑蘋「唐宋玉冊及其相關問題」『故宮文物月刊』第9卷第10期、1992年を参照。
- (35) 本来は「皆至泰山祭后土」と記してあった。褚少孫は、『封禪書』によって『史記』孝武本紀を補足し「皆至泰山然後去」と記した。『漢書』郊祀志・上も同じである。以上のことから、「祭后土」は誤りであるとわかる。梁玉繩『史記志疑』を参照。
- (36) 『續漢書』祭祀志・上に「上以用石功難、又欲及二月封，故詔松欲因故封石空檢，更加封而已。松上疏爭之，以爲『登封之禮，告功皇天，垂後無窮，以爲萬民也。承天之敬，尤宜章明。奉圖書之瑞，尤宜顯著。今因舊封，竄寄玉牒故石下，恐非重命之義。受命中興，宜當特異，以明天意。』」とある。
- (37) 『泰山道里記』に「十八盤盡處爲南天門，舊稱三天門，邵所謂天門也」とある。
- (38) 『續漢書』祭祀志・上の劉昭注に引用された応劭『風俗通義』には、「封廣丈二尺，高九尺，下有玉牒書也」とある。
- (39) 『隋書』禮儀志・二に「十五年春，行幸兗州，遂次岱嶽，爲壇，如南郊，又壇外爲柴壇，飾神廟，展宮懸於庭。爲埋坎二，於南門外。又陳樂設位於青帝壇，如南郊。帝服袞冕，乘金輅，備法駕而行。禮畢，遂詣青帝壇而祭焉」とある。『舊唐書』禮儀志・三に「隋開皇十四年，晉王廣率百官抗表，固請封禪。文帝令牛弘、辛彥之、許善心等創定儀注。至十五年，行幸兗州，遂於太山之下，爲壇設祭，如南郊之禮，竟不升山而還」とある。『新唐書』禮儀志・四にも見られる。
- (40) 凌純聲「中國の封禪與兩河流域の昆崙文化」『中央研究院民族學研究所集刊』第19期、1965年。「昆崙丘與西王母」『中央研究院民族學研究所集刊』第22期、1966年を参照。
- (41) 王夢鴻『鄒衍遺說考』商務印書館、台北、1966年を参照。
- (42) 『舊唐書』禮儀志・三を参照。
- (43) 併せて『舊唐書』禮儀志・三を参照。
- (44) 『冊府元龜』卷三六引は「封祀壇」と記し、下文の「如封壇之儀」もまた同じであるが、これは誤りである。封禪制によれば、登封壇とするべきである。
- (45) 『宋史』禮志・七を参照。
- (46) 『後漢書』班固傳に引用された『兩都賦』に、「輦道經營，脩塗飛閣。自未央而連桂宮，北彌明光而綴長樂，陵燈道而超西墉，混建章而外屬，設璧門之風闕，上觚棱而棲金雀」とある。さらに、李賢注には「『前書音義』曰『輦道，閣道也。』未央宮在西，長樂宮在東，桂宮、明光宮在北，言飛閣相連也」とある。

挿図出典

第54・55図：鄧淑蘋「唐宋玉冊及其相關問題」『故宮文物月刊』第9卷第10期、國立故宮博物院、1992年、14・15頁。